

議会運営委員会 会議記録

1 日 時 令和4年2月7日（月）午前10時00分開会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 委員長 岩堀研嗣
副委員長 諸角由美
委員 原裕二
委員 大谷茂範
委員 高橋伸之
委員 鈴木大介
委員 山中啓之
委員 杉山由祥
委員 宇津野史行
委員 二階堂剛（欠席）
委員 城所正美
委員 末松裕人

4 出席事務局職員 議事調査課長 鈴木章雄
議事調査課長補佐 飯澤信幸
議事調査課長補佐 河嶋宏
議事調査課主幹 宮田正悟
議事調査課主査 鈴木直樹
議事調査課主査 粕井俊二

5 会議に付した事件

- (1) 3月定例会の新型コロナウイルス感染症対策について
- (2) 議員の発言時間の運用について
- (3) その他

6 会議の経過及び概要 委員長開会宣言
議事
傍聴議員 ミール計恵議員、岡本優子議員

(1) 3月定例会の新型コロナウイルス感染症対策について

岩堀研嗣委員長

議題（1）3月定例会の新型コロナウイルス感染症対策についてを議題といたします。

皆様御案内のとおり、新型コロナウイルスにつきましては、オミクロン株の拡大により懸念されていた第6波が到来し、猛威を振るっています。感染力の高いオミクロン株の急拡大により、感染者数は第5波の2倍を超えて、過去最多を更新している一方、重症化率はあまり高くないと言われてはいるようですが、2月7日現在、首都圏含む全国35都道府県にまん延防止等重点措置が適用されている状況でございます。

これまで実施してきましたが、松戸市議会においても当然その対策を講じる必要があると思います。本日はまず、3月定例会に関する案件を御協議いただきたいと思います。

まず、令和4年3月定例会の新型コロナウイルス感染症対策に関して、換気についてはこれまでどおり30分に一度、5分程度の休憩をとり、換気、消毒に充てるなどを継続できればと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

岩堀研嗣委員長

それでは、さよう決定いたします。

次に、3月定例会における代表質問時間についてを議題といたします。

事務局より資料の説明をお願いいたします。

議事調査課長

3月定例会における代表質問時間の資料について説明をさせていただきます。

資料、令和4年3月定例会代表質問時間についてを御覧ください。

左側にあるものについては、これまでと同様に算出した各会派の持ち時間となっており、右側の案は、先ほど岩堀研嗣委員長からもございましたが、オミクロン株の拡大により新型コロナウイルス感染が再拡大している状況である中ということもあり、前年度同様、約50%の短縮をしたものでございます。

岩堀研嗣委員長

御意見等はありますか。

大谷茂範委員

代表質問なのですけれども、やはり今、まん延防止等重点措置の状況の中で、議会の中でもかかられたりとかしている方もいらっしゃいますので、前回同様で50%短縮という形でいいのではないかと思います。

宇津野史行委員

確かに今、オミクロン株が非常に増えているという話はあります。その中で、可能な限り感染拡大を防ぐための対策をとることは重要かと思っております。ただ、一方で、国としても経済を回さなくてはいけない中で、従来の感染対策がまたどんどんその時々に応じてシフトしていっているという事実もございます。そう考えますと、本市議会においても、基本的な感染対策をとりつつ、オミクロン株に適したといいますか、感染対策が必要かと思つておりますので、去年こうだったから今年こうだということは一概に言えないのかと思っています。

同時に、濃厚接触の定義についても、この間、保健所と議会での濃厚接触はどういうものかという話が、たしか前回の12月定例会でしたか、出されて。本会議場では、あの形で時間を過ごすことが濃厚接触ではないと保健所から言われているということであるので、そういった意味では、きっちりと代表質問の時間もとつて、あそこで議論することそのものは、新型コロナウイルスで感染拡大を広げるようなリスクには当たらないと私は理解をしておりますので、そういう意味では、持ち時間はコロナ禍前の時間にして、しっかりと新型コロナウイルス対策も含めて議論をしていくことが大事なのではないかと思っています。

山中啓之委員

私は、この50%減の前年同様の時間は短過ぎると考えております。なので、従来の持ち時間に少なくとも戻すべきだと思います。

理由としましては、今、前者からもありましたけれども、それなりの感染防止策は施した上でやればできるという判断です。特に今回、さまざまな感染防止対策を議会としてとっておりまして、定例会会期中は1人も市議会議員から感染者が出ていないという状況を踏まえると、感染対策は一定程度効果をしているのではないかと思っております。

また、以前、質問時間については戻っていないことをもって、A B班交代制は戻りましたけれども、発言時間を戻してほしいという議会の正常化を求める、運用を求める陳情も市民から出されておりますが、なかなか短くしてくれという声は市民からは聞きません。私も議会報告会とかをやっていますと、先般、議会で表彰する時がありまして、議員の永年表彰はしっかりとするのに、小中学校ですとか、表彰委員会で選んだ人たちの表彰は何でしないのかとか、さらには本質的なことは、議員なのだから議論をしなければいけない。質問時間を削るのは最後にしてほしいという意見が相次ぎました。命は大事、健康が大事ということはもちろんわかりますので、工夫をしながらそういうところも考えていいければいいのかと思っています。質問時間の間に休憩をとるとか、換気の時間をとるとかしたほうがいいのではないかと思います。

今回いただいた資料を見ますと、以前は一律2時間だった会派代表質問が、以前に人数比例という形で、この持ち時間という左側の分数になったかと思います。これで大幅に時間が削られた会派が大半となりました。さらに50%減らすとなると、コロナ禍前の一般質問の1人当たりの議員ができた時間よりも、議員の頭数が増えているのに、その1人分

すらできない会派が二つ除いてほとんど、つまり、60分以下になってしまっていると。これはゆゆしき問題であると考えます。最低限必要な時間が何分なのかという議論を併せて議会運営委員会でも展開するべきだと思いますし、A B班交代制を全出席に戻した時も、あの時のほうが緊急事態宣言に近い逼迫する状況だったにもかかわらず、今回と論理的整合性がとれませんし、政府の方針である活動をとめないといったことに対しても整合性がとれないのではないかと思いますので、このチャンスに時間は戻す方向で考えられればなと思います。

原裕二委員

代表質問の時間なのですけれども、今もあったように、議員の質問の時間は非常に重要なことだと思っていますので、去年同様だと50%減ということなので、かなり極端に減っているという印象があります。

その上で、我々の会派としては、さらなる感染症対策、でき得ることをやって、少し時間を戻していくという努力をしたらどうかと思っています。具体的には、PCR検査の実施であるとかです。これは市民の方にも市として進めている政策ですので、議会として模範を示すではないですけれども、やはりPCR検査をやっていくということがあります一つ。それから、これも市が進めていることですけれども、二酸化炭素の濃度計、こういったものを入れて運用していったらどうか。さらには、これは非常に費用もかかると思いますけれども、空気清浄機を入れていくとかです。そういう感染症対策をした上で、少し時間を戻していく努力をしていくのがいいのではないか、そのように考えております。

杉山由祥委員

大谷茂範委員から前年同様の対策をということで、発言があったところです。今朝の報道ベースでいけば、また蔓延防止等重点措置、少なくとも1都4県に関しては3週間程度の延長を視野に今、政府が調整をしているということになれば、当然この期間はまん延防止等重点措置が適用される見込みであるということを前提に考えた時には、やはり前年と考えた時に状況の変化があまりないということになれば、当然前年度と同じぐらいの対策はしてもいいのではないかと思っています。

末松裕人委員

今回のこの状況に限らず、いつも同じスタンスで申し上げているのですが、今の状況を踏まえて、その時その時に、ややもするとメディア等の情報や知識をもって、今こういう状況ではないか、今後こうなるのではないかと、みんながそう専門家ののような議論になりがちなのですが、ここはやはり落ちついで、時間については決め事、これも根拠がなかなかない中での決め事だと思っておりますから、一度決めたことを状況に応じて落ちついで対応することがこの問題の基本かと思っています。そういう意味では、今までの継続性、延長線上で物事を捉えざるを得ない今の状況の中では、これを右だ左だということにはならないのかと、こういうことで、結論としては前年同様ということが一つのあり方

かと思っています。

いずれにしても、議会の会議体の中だけではなくて、議会活動、会期中を通して、職員も含めて感染という状況はなかったという評価が現実の問題としてあるわけですから、それは感染対策を施した上の一つの結果なので、今までのあり方というものが当然尊重されてしかるべきではないかと思います。

例えば、私は保護司という公的なボランティアをお引き受けしております、その会議も中止という判断をこの2月において行っております。その会議が重要でなくしてこの会議が重要だということもなかなか言えない中で、社会的要請はそこにあるということも含めて考えれば、議会の対応もある程度そういうところで判断していいのではないかと、このように思っています。

宇津野史行委員

それぞれの御発言を一定出した中で、ここからが議論のスタートかと思っているので、まずその議論のスタートで口火を切らせていただきます。

いろいろ意見が出ましたが、そもそもとして、まず昨年の2月の議会運営委員会で、この時間短縮の問題については、3月定例会、6月定例会、9月定例会、12月定例会と時間短縮でいこうと、12月まではという話でしたので、そういった意味では、継続性というお話をされるのであれば12月定例会までなのです。3月定例会に関しては、継続性という話であるならば、今までの時間に戻すのが継続性であって、今回の議論は今までの時間を前提として、それを短くするかどうかの議論です。そこの部分をまず我々議会としては、本委員会としては、そこからスタートするものだとまずお考えいただかないといけないと思っていますので、短くするということを主張する方々は、ぜひ短くする、そのための論を提示していただきたいという話であります。あくまでもまずはこの152分、133分、115分、96分を今提案されていて、それを短くしようかどうしようかという議論だということがまずスタートライン。

その上で、では、今回感染対策ということであるならば、議会における濃厚接触とは何なのか、濃厚接触は避けましょうという話。この間の12月定例会では、少なくとも議場においてああいう形で議論をし、一般質問を聞き、発言をするという話は、濃厚接触ではないという話であるならば、それをなぜ避けるのか。時間を短くしてまでです。それはなぜなのかをぜひ議論していく必要があると思っています。もし仮に議会の濃厚接触を避けるというのであれば、では、会派の中でみんなでお弁当を頼んで、もしくは食事をする。控室の中で食事なんて絶対できません。そういったものも、では、やめましょうかとか、感染対策を言うのであれば、徹底してそういったところも議論をしていかなくてはいけない。

ですから、今まで皆さんがあれぞれ御意見を出した上で、そこのスタートラインに立つて、今申し上げたようなことを一つ一つ決めていかないと、ただ単純に代表質問を短くすればいいという話ではないということをぜひ共通認識の上で、この議論をスタートしたいと思っています。

岩堀研嗣委員長

今、継続性というお話がありましたけれども、これは私の捉え方なのですけれども、基本的には今回あくまでも、これまでの議会の意思決定の流れを当然念頭に置きつつも、基本的にこの3月、白紙でまた考えていくという認識を持っております。現在のコロナ禍の状況に対して、3月定例会はどう運営していくのかということを、改めてその運営の仕方を皆さんで決めていくと捉えておりますので、そこはお伝えをしたいと思います。

それから、濃厚接触の関係についてもお話がございましたけれども、これは確かに、議場については保健所で濃厚接触にはなりませんというお話があつたのですけれども、一方で、たしかできるだけ密を避けて、集団でいる時間を短く、そして、換気を十分にとっていくということは非常に有効だという見解もいただいておりますので、その辺りも含めて。それとあと、工夫をして、できるだけ通常の状況に戻していくというお話もございますけれども、この辺りについて皆さん何か意見がありましたら、改めてお願ひしたいと思います。

杉山由祥委員

まず、先ほどお話が岩堀研嗣委員長からあったとおり、昨年、濃厚接触に当たらないというところの御意見をいただいた中には、やはりなるべく時間を短くすること、そして換気をすることが有効であるということが前提の意見でありました。その一方で、あともう一つつけ加えるのであれば、やはり我々が濃厚接触になるとか感染するとかという視点だけではなくて、我々が議会をやっていれば、その裏で動く人、職員たちがいると。やはり蔓延防止とか緊急事態とか、そういう事態になった時、もしくは感染拡大期になれば、職員はやはりそこに人手をかなり割かれていく。むしろそこに人を集中していかなくてはいけないと。そういう中で、我々が議会の中で何を短縮して、そして、そのマンパワーをどうやってそこに注力していこうかというのも視点の一つだったような、これ、去年1年間私は委員長としてずっと言い続けてきたことです。それも含めた中で今回も提案だと思っていますので、ぜひその辺りは酌み取っていただけたらと思っています。

山中啓之委員

皆さんの御意見を聞いて、やはり戻すべきだと思ったのですけれども。

まず、ゼロベースで考えるかどうかの点については、以前もたしか、とりあえず12月定例会までやってみてみたいな話をあって、今回から仕切り直しで、もう一回もとの持ち時間をベースで話すという宇津野史行委員の話を聞いて、そのとおりだとは自分も思っていますが、12月定例会まで継続性の中でやると最初に決めてからも、それをこの議会運営委員会で覆してしまった経緯があるので、我々の会議体にそんなに継続性はないと、実態としてはじくじたる思いで受け止めているところもあるので、今回こういう提案が出たことについては全く驚きはしません。ただ、いいことだとはやはり思いません。外への見せ方としても、議会運営委員会がしっかり論理的に、合理的に話をより進めていくべきだと私は思っていますし、市民にそういう姿を見せないといけないと思っています。

工夫について岩堀研嗣委員長がおっしゃったところ、例えばこのパーティションとかは、これは、今回初めて入ったのか。と認識していますけれど、何も特に話し合った経緯はないけれども、事務局が気をきかせてくださったのか、正副委員長の一存なのかわかりませんが、増えているのです、やっていることは。なので、感染対策としては目に見える形、見えない形、それぞれで増えていると思いますし、また、原裕二委員からもさまざまな提案、CO₂の濃度計をつけたらどうかとかといろいろありました。私も相当昔に、もう1年ぐらい前から、大気の循環をするのは、測定する器械があるのだから入れたらどうかと、議会事務局に、ガバナンスに書いてあったということも御紹介したとおりですけれども、なかなかそういった対策については、話し合って決めたというよりも、パーティションみたいに急についた感が否めないものが非常に多いのです。我が会派はパーティションまで、当時、山口栄作議長の時に提案して文書まで出しているけれども、科学的根拠は認められないと言って受け入れられなかつたのですけれど、その後にしれっとついている。こういうことを一個一個議会運営委員会で解きほぐしていく、しっかり我々で決めた感染対策を施すべきだと思っています。それをせずして、議会の時間だけ、それも質問時間だけ減らしているのは、やはり私はどうも納得ができません。

松戸市で一番重要な会議って何でしょうか。保護司の会議も重要でしょうし、学校の集まりも重要でしょうけれど、私が思うに、松戸市で行われる一番重要な会議は、松戸市議会における議論だと思っています。それは議員の皆さんとも共有したいと思っています。ですから、ほかの時間をどこかで短くするという議論も、この点でやっていければと、議会運営委員会でやっていければと思うのですけれども、議員の表彰はする。でも、市民の表彰は省略。肝心の質問ですとか討論ですとかはどんどん短くなる一方で、国が活動を再開しようと、動きをとめないと言っているのに、なかなか本質、本丸の部分が切られてしまっていると。この絶対値の数字を見て、一番大きい会派でも76分、無所属は15分と。この数字を見て議論が少な過ぎると感じないほうが私は不思議であります。

そうした意味からも、もう少し合理的に、時短以外の部分に工夫を凝らして、時間を戻したほうがいいと思っています。また、時間を短くすることと新型コロナウイルスの感染がかかわることは、そんなに因果関係が直接あるものではないので、単純に休憩の回数を増やしたり、ほかの対策をすればいいものだと思っています。減らせる時間が質問や討論以外にないかというところをいかに我々が考えられるかというのが、この議会運営委員会の存在意義そのものであると考えております。よろしくお願ひします。

宇津野史行委員

我々、一般質問の時間、代表質問の時間を少なくすることによって、今、皆さん御案内のとおり、非常に重要課題がめじろ押しの議会、総合計画も決まる、東松戸病院、都市計画マスターplan、そのほかにも新拠点ゾーン、市役所新庁舎の問題など。私も20年間議員をやっていますけれど、その中でも特筆すべき大事な議案が議論しなくてはいけないタイミングなのです。その中で、これだけ議論の時間を縮めるということで、一体どこで、では、議論すればいいのかという話になってくるのです。皆さん、時間を短くされるとい

う主張をされている方々、もちろんそのお気持ちも、ロジックもわかりますけれど、どこで、では、この問題を議論しますか。ぜひそれを聞かせていただいて、それを、なるほど、そういう議論の場があるのであれば、我々としても、仮に議会の時間が短くなつたとして、そういった場での議論を深めていけばいいかとなるかと思うのですけれど、ぜひその辺り、どこで議論するのか、参考に披瀝いただきたいと思っています。もしお答えできそうであれば結構ですけれど。

岩堀研嗣委員長

この辺り、議題の（2）とも関連してくるかと思いますが、何か今の御意見に対してござりますか。

末松裕人委員

今、議題の（1）は、3月定例会の対応をどうするかということが、まず結論を出すタイミングの議会運営委員会でもあると、こういう理解をしておりまして。今の宇津野史行委員のことに対してのお返し、切り口がまだ自分の中で整理できていない。そのことのお返しではないのですが。

先ほど来聞いていて、12月定例会までの延長というか、継続性の中で捉えた時に、3月定例会はその期限が切れていると、こういう捉え方が時系列の中ではあると思うのです。ただ、12月定例会までの制限というか制約は必要に応じてやっていたことで、何か無意味なルールをつくってきたわけではなくて。要は、半分なのか、7割なのか、3割なのかは、それは決め事だと思っているので、皆さん半分が少ないというのは、我々同じように少ないので。我が会派も代表質問の発言時間は57分ということで、極めて少ない。こういう難しさの中で、この問題に対して議論をしているというスタンスは共有していただきたいと思います。

そういった中で、それでもやはり社会的な要請があれば、必要に応じてどういう対応をとるべきかという議論で、その時その時の約束事の継続の問題ではなくて。そう考えると、昨年の3月と今のこの3月、残念ながら、12月辺りは正直、私個人は3月はもう解放されると思っていました。だから、我々松戸市議会、12月まで一応継続性の中で捉えたことは、ある意味正しかっただろうと思っていたのですが、こういう状況が今、岩堀研嗣委員長が冒頭にお話しされたような2月7日現在の状況がある。このことにどう対応すべきかということをこの場で議論することであって、何か過去からのものを引きずったりすることでもないのかというスタンスで、意見を先ほど申し上げたつもりです。

それから、議会運営にかかわるので、これは個人の思いなのですが、議会表彰の話が何度も出ておりまして、議員はするけれども市民の——これ、私も議会の一員として、市民の方々をお招きすることにリスクがあるから、その危険を回避するために我々はそういう判断をしていると思っています。それを市民は呼ばないけれど、議員はやっているみたいな捉え方は、私は議員として違うと。逆に、市民の方にそういうことで説明をしていただきたい。たまたまこの事例の話があったので、そういうことを判断している立場で、そ

のこととはきちんと市民の方にも理解していただきたいと思っております。余計なことでし
たけれど。

杉山由祥委員

お答えになるかわからないのですけれど、我々が我々同士でやる議論ではなくて、この質問の時間は執行部と議会というか、会派がやりとりをする議論だと思っています。そうなった時に、今まで全ての議論がその質問時間の中の表に出てきているわけではなくて、その前段の部分で執行部とはいいろいろやりとりをしていて、それが例えば書面であったり、書面でなかつたりするわけなのですけれど、もともと全てが、その中から抽出されたものが質問として出てきていると思っています。そうなった時には、まず我々が考えるべきは、自分たちで決めた時間の中で最大限凝縮してその質問時間を使うこと、そこで入り切らなかつたものに関しては、当然執行部とやりとりした中での信頼関係で実現、実行していくことが大事だと思うから、そこは別に今まで今も変わらない。もちろん時間が短くなつた分、それが増えたことはあると思うのですけれど、当然それは行われるべきことだと思います。

あと、議会同士の議論というものは、またオンライン、オフラインあると思うので、そこはそれでまたきちんとお話し合いをしていけばいいと思うのだけれども、ここに出てくるものだけが全てではない部分もあるわけです。そこが前提にあるということは考えておいたほうがいいと思います。

宇津野史行委員

ありがとうございます、参考までに教えていただいて。おっしゃるとおり、やはり前段の議論という——議論という言い方も変なののですけれども、ヒアリング含めてやっている中で、私たちも質問項目を整理したりしています。結局何が言いたいかといいますと、表に出てくる代表質問なり一般質問は、そういったやりとりがあつてなので、逆に言えば、先ほど杉山由祥委員がその前の前の発言でおっしゃっていた、職員たちの時間を例えば拘束するのはどうだろうかという話をもしするとするならば、代表質問を短くしたところで、事前のやりとりってそんなに変わらないのではないかと思っているのです。逆に、代表質問が短い分、より精査したものを質問に取り上げるとなれば、その事前のやりとりというのはその分多分長くなる。そう考えると、代表質問を短くすることが、職員の時間を短くしてもっと有効活用、新型コロナウイルス対策に充ててもらうとかというような議論とはあまり結びつかないだろうと思ったのですから。そういった意味では、職員の問題を何か一つ今回の理由づけとして、代表質問を短くするということは、実は意外と重ならないと思ったところであります。

杉山由祥委員

もちろん、全部が全部それまでどおりやっていたら変わらないのです。そうではなくて、我々はそういうものを視点として持った上で、さらにその中で精査していって、なるべく

職員の負担を減らすだとか、もしくは前の打ち合わせだって、今もうメールでも相当やりとりしてくれるようになっています。そういうものをきちんと活用した中で、やりとりの時間を減らしていくとかという努力を、それは続けるべきだと。その視点を持たないで、今までどおり全部やるというものではないということも含めての話ですから、結びつかないということはないと思います。

中山啓之委員

今の皆さんのやりとりを聞いて、もう一言言わせていただきます。

皆さん多分、質問時間をやむなく減らすことに賛同している人は減らさざるを得ないという判断なのでしょうけれども、以前までもほぼ毎回、このように持ち時間を減らす話が出て、対比表が出て、現在の持ち時間と何%減らすという、今日示されたような、似たような表が出て、最終的にまとまらなくて、採決となったら、大体戻すのが4人、それ以外が戻さない。戻さないというか、減らす方向になると思うのです。今日、二階堂剛委員が欠席だから、3対幾つになることが予想されているわけですけれども。

ここですっとかみ合わないと思っているのは、やむなく減らすと言っている方々、議員が、こういう状況になったら戻せるという意見が一つも聞こえないことなのです。あるいは、こういうように自分たちがすれば、質問時間を戻してもいいというような案が一つも聞こえないこと、これが残念なところだと思っているのです。例えば先ほど社会的な要請というお話、言われた方もいましたけれども、議会の議論を減らしてほしいという社会的要請は市民からあったのでしょうか。私はこの議会運営委員会以外で聞いたことがないです。一方で、時間を戻してくれ、正常化してくれという声はありました、陳情という形で。それが社会的要請だと思うのです。

実際、緊急事態宣言中とは限らずに、このような事態になった時に、我々もっとしっかり仕事して、市民のためになることをするために体を張るのがやはり議会だと思うのです。やっとこの対策の仕方も少しずつ知見が増えてきましたし、やれることも増えて、実際、パーティションとかやっているわけではないですか。火事が増えたら、消防士は半分休みません。フル活動でも働きます。自然災害が増えたら、自衛隊の人たちも半分休みませんよね。フル活動で働きます。泥棒が増えたら、警察は半分休みません。必死に働きます。市議会は、新型コロナウイルスが増えたらそれに合わせて、民間と同じかそれ以上に半数出席とか時間の半減とか、これをいち早くやっているのが松戸市議会なのです。今、大分テレワークとかが進みましたけれども、議会ではオンラインの審査、審議を求める意見書も否決され、一方で、社会ではオンライン化が進み、残った方は普通に会社に通われたりしていますけれど、我々議会のほうが満員電車で毎日通われる方よりよほど密は避けられているのです。議論すべきだと思うのです。

もう一言。議会表彰についても御意見をいただきましたけれども、市民のリスクは避けて、我々がお招きするのを自粛する。これは笑止千万だと思っています。まずは、だったら、身をもって我々自身のリスクをそういうところで、減らせるところで減らして、市民の方にもその次に示すならまだわかるのです。身をもって範を示した上でと言われるなら、

まだ私は市民に説明がつくと思う。それが社会の要請だと私は思っています。

なので、提案としましては、今からでは急に難しいのかもしれませんけれども、オンラインにして開催をするなどの方法を、審査できる方法、特に委員会審査はできるわけですから、今の法解釈でも。そういうことをこの議会運営委員会で話し合って決定して、なるべく議論の時間をとて委員会を進めて、だから、代表質問とかは少し凝縮した形でもできるとか、そういった対案がたくさんあふれるような委員会になると、市民のためになると思います。そこまでとりあえず提案させていただきます。

岩堀研嗣委員長

今までの御意見を聞いておりまして、今回の提案どおりという方と、従前に努力して戻すべきだという御意見に分かれているかと思います。今、オミクロン株ということで、濃厚接触の定義とか、そういったことも変わっているところなので、何が安全で何が安全ではないかということもなかなか難しいという気がしております。そういう意味ではやはり、こういった公の場でよって立てることといったら、国が示している基準なのかと思いますけれども、それもなかなかまだはっきりしていないという状況もあろうかと思います。いずれにしても密を避けて、集団でいる時間を短くして、換気を十分に行うということについては、やはり今、基本に据える必要があるのではないかとは思っております。

意見が分かれるところなのですけれども、そろそろ御意見も出尽くしたと思いますし、また、議題（2）もこちらのテーマにかかわってくると思いますので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

宇津野史行委員

1点だけです。（2）の議論は先ほどの続きでやっていきたいと思うのですが、1点だけ、この話の前。濃厚接触に当たるかどうかという、本会議場は当たらないのではないかという話をさせていただきました。今回もパーティションがつきました。例えば私が先ほど指摘をしたのは、控室で食事を会派でとると。食堂を使っている方々もいらっしゃるわけですけれども、控室で皆さん当然マスクを外して食べるわけですけれど、そういったことなんかは、今回、例えば新たにオミクロン株なので、なつかつ、質問時間を短くしなくてはいけないぐらいにまで、濃厚接触でもないにもかかわらず短くしなくてはいけないというような話をするのであれば、今申し上げたように会派で食事をする、これ、濃厚接触になります。そういったものを制限はするのかしないのか、新たな対策として導入したらどうだろうかと思うのです。それはいかがでしょうか。それもやらないで会議時間を短くするとかという話だと、それこそ市民の方々からは何だろうと思われてしまうと思うのですけれど、こういった新たな感染対策をオミクロン株対策として入れるというものはどうなのでしょうかということをお聞かせいただきたい。

岩堀研嗣委員長

今の御意見ですけれども、控室、皆さんも既に努力されているかもしれませんのが、でき

るだけ黙食等をしながら努力をしていただきたいと思っております。

原裕二委員

多分これから採決というのは、去年のほぼ50%減にするかどうかという採決ということですね。それについて意見なのですけれども、先ほども言いましたけれど、やはり質問時間を半減するのに、どれだけ感染に対する科学的根拠があるのかと考えています。長いよりは短いほうが感染対策になるのはわかりますので、我々の会派としては、科学的根拠があるのであれば、従来の持ち時間全て、先ほども話はできなかつたのですけれども、なるべくと言ったのは、全部持ち時間をフルに戻せというのは今の状況だとさすがにやはり難しいのかと。かといって、半減というのもどれだけ科学的根拠があるのかと思っています。

なので、例えばなのですけれども、今まで12月まで感染者を議会においては出さなかつたというところがありますので、そう考えてみると、ある程度の時間については、たしか1人頭25分で、最大だと1日例えば10人とか11人とかやる日があったわけなので、そうするとトータルの時間は250分とかですね、質問時間。あるいは275分とかだったと思うのです。それでうまくいったのですから、今回その形で、1日何分要は質問時間というか、議場にいるのが正しいのかというか。うまくいったのであれば、例えば250分とか275分をめどに、それで1日3会派とか、短いところだと4会派とかやると思いますので、それで割り算をしてやっていく方法はどうだろう。つまり、従来に戻す案と50%減の中間というか、少し科学的根拠に基づいたような、現実的な案をできたら皆さんに考えていただきたいということが我々の会派の意見であります。

それともう一つ、確かにコロナ禍で非常に大変なのですけれども、逆に我々議会に対する市民のニーズというか、これをやってほしい、あれをやってほしい、特にコロナ禍で困っている方々がおられるので、議会に何とかしてほしいという声もありますし、皆さんについても、通常の定例会よりもこういったコロナ禍のほうが、あるいはもっと持ち時間を持って、市にこれをやってほしい、あれをやってほしい、こうやるべきではないかというところを今こそ要求するではないですけれども、時間を増やしたほうがより市民のためになるのではないかかなと思いますので。現実的な少し科学的根拠に基づいた質問時間で、何とか考えていただけないかというものが我々の意見です。

岩堀研嗣委員長

中間案に関しては、先ほど来、ほかの委員について、そのことを含めて御意見をされていると思いますので、そろそろ採決に移りたいと思いますが。

山中啓之委員

すみません。採決前にどうしても一言申し上げます。正副委員長もですけれども、思いといったものを聞きたいと思っています。

こここのところ時間削減がとまらない。コロナ禍が始まって以来、コロナ禍の状況にかか

わらず、削減する方向か、その削減が維持されたままで、復活するということが一度もなかつたのです。委員長が1年ないし2年でころころ替わられても、この構造は変わっていません。採決するのも、岩堀研嗣委員長から言われた、事務局の説明があった、もとに戻すか減らすかという2択だけ。さらには時間だけのことなのです。本日の議題を見ましても、1番の感染症対策についてといつても、採決をとられるのは代表質問の時間だけなのでしょうか。（2）についてもまた今度は発言時間の運用についてということで、討論や予算討論の時間だけなのでしょうか。ほかのことの提案が、今まで時間を戻してほしいという会派から幾つもありました。CO₂の濃度計だとか、空気清浄機だとか、PCRを全員でやるとか、今まで減らすべきとされてきた方々が一切それに対してはうんともすんとも言われず、採決もとられず、この2択だけで、時間だけで採決されるとしたら、全く構造が同じで変化しないのです。ということが予想されるのです。そこに対して、一方で戻せるものなら戻したいとは言われるけれども、具体的な意見は出さない。こうした状況に対して、私はこれでは戻るはずがないと思っているのです。

そこで、岩堀研嗣委員長の思いをお聞きしたい。どういう方向で採決をとったらよりよい議会運営になるか。今、原裕二議員がおっしゃったような、折衷案ではないですけれども、科学的根拠をもつていろんな複数のことを考えるとか、そうした岩堀研嗣委員長の思いがなければ、委員長が替わっても採決の仕方が一緒なら構造が変わらないので。ほかの採決は何か考えていないのでしょうか。意見が出ないですけれど。あまり話されない諸角由美副委員長も含めて、そうした正副委員長の役割がこのコロナ禍においては本当に重要なになってくると思いますので、その思いを一言でも述べていただいてから。どのような採決を今後どんな形ですか、出た意見を少数意見として、ほかの人から意見が出なければ採決はしないのか、いや、PCRなんていい意見だから、委員長の一存で採決するよとか、そういうことも考えていらっしゃるのか。そこをしないと、議論が不毛のまま、収穫物がないまま採決が行われてしまうので、そういったことを一言おっしゃっていただいてから採決に臨ませていただけないでしょうか。

岩堀研嗣委員長

3月定例会、ここに来て新型コロナウイルスがこのような状況、正直、3月定例会では、第6波が発生する前までは従来の形に戻すように努力できるという思いはあったのですけれども、こういう状況になりましたので、今、皆さんで話し合いをさせていただいている状況でございます。私自身は議事進行を務める中立公正な立場もあるので、本当にこれ以上新型コロナウイルスが広がらないように、また活発な御意見が皆さんでできるようになれるといいと感じております

諸角由美副委員長

私自身も本当にこの1月の状況であれば戻るかという感じがしておりましたけれども、末松裕人委員がおっしゃったがごとく、社会状況がよくならなければ、この持ち時間をもとに戻すという状況にはなっていかないと私は思っております。なるべく市民の皆様に感

染症対策、きちんとやっていただくことをお願いしながら、松戸市民の皆様の命を守るということを考えれば、しっかり議会がやはり皆さんのお手本になるような感染症対策をしながらの議会運営が必要ではないかなということと、そしてまた、職員の皆様も、議会のヒアリングの時間などもありますけれど、議会が開かれている時間帯自体、やはり職員の皆様の拘束をされるという時間になっていくかと思います。それに加えて、保健所の体制に応援をしていくという、何人とられていくのかわからないようなこの状況下をしっかり議会として見ていかなければいけないと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

岩堀研嗣委員長

最後、事務局、確認を。宇津野史行委員よりあるということですので。何でしょうか。

宇津野史行委員

先ほど採決の話が出ました。山中啓之委員からも採決が出たのですけれど、いわゆる採決するような案件を委員が提案して、それを委員長が拾って採決に付すというようなことは、例えば予算審査特別委員会とか通常の常任委員会とかであれば、委員1人で議案を出して、それを採決にかけるってあるではないですか。同じように議会運営委員会で、例えば今、原裕二議員がおっしゃったような中間案みたいなものを原裕二議員が提案し、それについて皆さんいかがでしょうかという採決もするというような仕組みというのは、議会運営委員会にはないものなのか。もしそういうものがあるならば、先ほど山中啓之議員がおっしゃったような、では、PCR検査を議員が必ず全員でやるようにするだとかというのも採決に、案件に加えるとか、事務手続上そういうことが可能であるなら、今の議論というのはかなりすっきりするのかと思うのですけれど、いかがなのでしょうか。

議事調査課長

ただいまの御質疑なわけですけれども、事務局でどうお答えしていいものか迷うところでございますが。議会運営委員会の委員会自体の運営というものは、皆さん御存知のように委員長に委ねられているところでございます。また、そういった意見の取り上げ方についても、それについてはさまざまな形があると思いますので、できるできないというものを事務局がお話しするということが、現実的にできるできないというのもありますし、ここで事務局がそれについて……。

宇津野史行委員

手続として整理されていれば、その手続に乗つかって御提案いただければやりますというのが多分、常任委員会とかそうではないですか、修正案とか。

議事調査課長

修正案は修正案として、動議として出す権限がございますので。

宇津野史行委員

岩堀研嗣委員長から提案がなされて、それに対するある意味修正案みたいな形で、改めて例えばおっしゃっていることになるわけです、形として。そういうことが議会運営委員会でやり得るのかどうかというのが、手続を踏めばできるのかどうかですね。

議事調査課長

全て委員長の議事整理権の問題のうちかと思いますが。

宇津野史行委員

なるほど。ありがとうございます。

岩堀研嗣委員長

そろそろ採決へ行きたいと思いますが、最後、お願いいいたします。

山中啓之委員

すみません。最後にしたいと思っています。宇津野史行委員から挾まれたので。その前に岩堀研嗣委員長と諸角由美副委員長からお答えいただき、ありがとうございました。中立公平にやっていきたいということと、1月の段階では戻るかと思ったけれど、社会的状況に合わせてできなかつたということでしたので、時間についてはわかりました。

でも、私が申し上げたいのは、時間以外の採決がここのことろ行われていないではないですか。そこだけが決定的な亀裂というか、採決をとると分かれているところになっているではないですか、この1年も2年も。その状況について、少数会派から出たPCRなりなんなりだという意見を取り上げないこと、それに対して今、宇津野史行委員からも、その件ではないですけれども、別件を委員から案件として上げられないのかという質問があったと私は思っているのです。

ですから、もう少し採決する案件に柔軟性を持たせていただいたり、幅を持たせていただいたり、あるいは今出ているほかの政策を展開することの採決をとっていただいたらしくれば、この構造に変化が生まれ得ると考えているのですけれども、そういうことは今のところ考えていないということでおろしいですね。

岩堀研嗣委員長

いろいろと御意見として承っておりますけれども、基本的に議事整理権の中で、議長とも相談してテーマを投げかけさせていただきたいと考えております。

山中啓之委員

すみません。そうしたら、ほかに事務局と話し合ったり、あるいは正副委員長で考えて検討された案はあるのですか、質問時間の縮減以外に。時間を今回50%にするか、もともに戻すか以外に、内容として考えていらっしゃることはあるのですか、実際。検討されていないと。いや、ないならないで、それで終わりでいいのです。あるのかないのか、予定

されているのか。

杉山由祥委員

申しわけないのだけれども、具体案は出てきていません、科学的根拠とか何分がいいとかと。でも、結局我々は決めなくてはいけないので。だから、採決をとるわけだから。それを、賛同者が増えていない状況をいつまでたっても提案、提案と言っていたって、賛同者が増えていないから最終的に採決で通らないわけだから。きちんと賛同者を増やす努力と、きちんと具体的な案を出す努力をしなくてはだめなのではないですか。

原裕二委員

伝わっていなかったと思って言っているのですけれども。私が言った提案は、会派で何分というよりは、先ほども言いましたけれど、今までだと25分で10人とか 11人とかでやっていたトータルの時間があるので、つまり、1日議場に皆さんのが行って、あそこで質問するそのトータルの時間、1日の時間の上限を決めたほうが科学的根拠があるのでないか。つまり、議場の中で感染が起こるリスクというのは、そこでトータル大体何分ぐらいいたら危ないというところで決めたほうが科学的根拠があるのでないかということを言いたかった。つまり、1日の上限を決めたほうがいいのではないかということを言いたかったのですけれど。

杉山由祥委員

逆に、その科学的根拠ってどこにあるのか。わからないでしょう。そんなこと判断できない。だから、我々は、前々から続いているものの中で、これをどうしていこうかという判断をしていこうというのをずっと続けているわけです。

山中啓之委員

すみません。岩堀研嗣委員長のお答えがまだなのですけれど、私の質疑。ほかの予定はないということでよろしいですか。

岩堀研嗣委員長

もう一度、すみません。お聞きになりたいことを。

山中啓之委員

すみません。途中で2人ほど挟まつたので。その前に言ったのですけれど。時間以外にいろいろな提案がでていますけれども、そういうことを採決案件に含めるおつもりは今のところないということなのでしょうか。ないということならそれで結構なのですけれど。

岩堀研嗣委員長

先ほども申し上げましたけれども、意見として承ったものをこちらで整理をして、投げかけさせていただくと考えております。

山中啓之委員

では、ないということですね、今のところ。あるのですか。あるけれど、投げていないのか、具体に。

岩堀研嗣委員長

今日はないです。

では、意見も出そろったようですので、この辺りまでとしたいと思います。

では、採決させていただきます。

それでは、3月定例会の新型コロナウイルス感染症対策に関し、代表質問の時間について採決をとらせていただきます。

お諮りいたします。お手元の案のとおり、3月定例会における代表質問時間の短縮について50%とすることに賛成の方の御起立を願います。

[賛成者起立]

岩堀研嗣委員長

起立多数であります。したがって、さよう決定いたします。

なお、これにより日程等に影響が出ると思われます。会議予定の変更内容につきましては、2月22日の議会運営委員会にてお示しをいたします。これに伴う事務作業については、事務局にてお願ひいたします。

ここで、換気、消毒のため休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時02分

岩堀研嗣委員長

それでは、再開いたします。

次に、議案質疑時間についてを議題といたします。

議案質疑については、30分に一度は換気等をすること、会議時間を短くすることが肝要ということで、これまで新型コロナウイルス感染症対策として質疑時間10分とすることを行ってきましたが、現状の新型コロナウイルスが再拡大している状況を鑑みますと、3月定例会も議案質疑10分を継続することでいかがでしょうか。御意見はありますか。

宇津野史行委員

これは特に資料は配られていないのですか。

岩堀研嗣委員長

はい。特にございません。

宇津野史行委員

議題としては、（2）ですか。

岩堀研嗣委員長

いえ、まだ議題（1）の続きでございます。

宇津野史行委員

議案質疑10分ということなのですが、特に今回、予算審査特別委員会があるわけで、無所属の議員がこの予算質疑をやる上では、10分はものすごく、どうしようもないというか、手も足も出ないぐらいの時間。30分で予算質疑なんか絶対できませんから。そういった意味では、予算質疑だろうが一般議案だろうが、幾つ議案が出ていようが全部まとめて、予算質疑は別日程になりますけれども、10分はあまりにも、それでできますかと、我々。というような感じだと思うので。一般議案も数によってですとか、予算議案なんかは別途時間を定めるとかということで、一律10分というのはあまりにも工夫がないし、実態にかみ合わないのではないかと思っておりますので、その辺りぜひここで議論をして、では、もう少しというような話になるべきかと思っています。

山中啓之委員

私も同じく10分は短過ぎると。議案質疑を体験した議員として一言申し上げさせていただきます。

前者がおっしゃったとおりの部分はそのとおりであります。10分で質疑、松戸市議会の今の運用ですと3往復10分ですから、合計6回登壇者がいるわけです。質疑者と答弁者、3回で合計6回。それと、一つの登壇時間にやはり時間が5秒、10秒かかりますから、実際は一つの登壇で最大6回立ったとしたら、1分半しか言えないのです。これでもう十分な議論ができたとは到底言えませんし、実際には議長経験者ですら一般質問の30分でも時間を超過して、バーストてしまっているといった実態も鑑みると、議案質疑の10分はその3分の1ですから、もう議員力を幾ら高めようが、工夫の範疇を超えていく分数だと言わざるを得ません。ということを私は実感として思っております。同じく議案質疑を10分でしたことがある方ならば、これは同じ意見だと思います。

また、何がこれは問題かというと、議員の権利だけではなくて、議会としての機能にもかかわる問題だと思っています。新型コロナウイルスを理由に一般質問を下げるという決定に賛同する議員がこの議会には非常に多いのですが、それでいて起きている不備というか、議会機能の欠損について一つ紹介しますと——私が感じていることです。行政、特に市長を中心とした行政が答えない。いわゆる牛歩戦術というのか、不明瞭な答弁によって聞き直しをさせる。そうすると時間稼ぎができるわけですよね、論点をずらしたり、答弁漏れをしたり。そうすると、こっちは第2登壇、第3登壇で言わなければいけません。そういうことが横行してしまっています。すると、議会だよりも第1質問と第1答弁しか載せられないなどという自縛自縛のようなルールがあるので、議員としても市民の皆さん

に正確な情報を伝えすることが困難になりますし、実際に行政の、言葉は悪いですけれど、逃げ得を許してしまっているような状況が散見されます。これは1回や2回ではないです。短くなればなるほど増えてきました。

先の定例会でもその前の定例会でも、個人的なことを申せば、私の一般質問の際に市長が答えていないと思われる THERE がありまして、再三そういうことを繰り返して、いろいろな角度で工夫して質問しましたが、やっと第2登壇で重い腰を上げて答えるとか、第3登壇で答えるとかということがあって、しっかりと通告した質問に対して1質1答で完結しないようなことがありました。

これはやはり時間だけではないかもしれませんけれど、時間によって言葉足らずになってしまったりすることも少なからずあると思っています。従来のものが3分の1になってやれと言われたら、皆さん、家事でも仕事でも何でも、3分の1にしろと言われたら、やはりこれは工夫できる範疇は超えていると思っています。

一般質問ですらそうなのですから、議案質疑に対してはよりそうなのですけれども、質問に対しては特に答えていないという意見が、私の質問に対してほかの会派の議員からも議場であった——当時は不規則発言だったような気もしますけれども——ことは議員皆さん周知の事実だと思います。それで、この議会運営委員会、幹事長会議かな、でも取り上げられて、木村前議長より副市長にしっかりと答弁をしてほしいと申し入れをしていただいたという事実が12月定例会中にもございました。このひどい行政の横行をとめられるのは、議員がしっかりと落ちついて質問をして、行政に、もう逃げられないというのですかね、しっかりと答弁をいただくための環境を整えることしか議会側にはできないと思うのです。

そういうことも含めて、議案質疑の正常化、内容も予算関係になってくることで重要なことになりますし、執行部にもきちんとした答えを、新しい話ですから。聞かなくてはいけないですから、最低限1回の登壇で3分ぐらいはしゃべれるようにして、従来の30分という長きにわたって続けてきた時間に戻す方向で考えるべきだと思います。

岩堀研嗣委員長

ほかに議案質疑時間について10分を継続することにつきまして、御意見お願いいたします。何かございますか。

原裕二委員

10分は非常に短いと感じています。ただ、やはり今の状況からすると、ある程度削減するのはいたし方がないというところで、先ほどと同じ議論になるからしませんけれども、物の程度ではないのですけれどというところで言うと、科学的根拠はなかなか難しいし、どの時間がいいのかは非常にわからないのですけれども、先ほど質問時間が半減というところで、一応採決で決まりましたので、質疑もやはりそろえて、半分というのがどこまで根拠があるのかはこちらもわからないのですけれども、やはりある程度決めたのですから、議案の質疑の時間も半分ということで、15分程度ということでいかがかなと。そろえた

ほうがまだ市民の方にも説明できるのではないかと思っています。

末松裕人委員

1点確認というか、継続してこの場に臨んでおきながら、10分と決めた時の、科学的根拠ではないです。何かの基準があったと思うのです。そこを確認したいと思っていますが、ありましたか。あるのです。要は、何が言いたいかは、議案質疑の時間ですね、これ。議案質疑は、当然委員会に付託をされて、委員会審査が中心になってきますし、そこで闇達な議論がされるという前提があるわけです。そこだけで限られた機会として終えるということではなくて、むしろ私が日常的に疑問に思うのは、議案質疑が真っさらな状況で質疑ができる、その後委員会で深める時に、議案質疑は委員会全体をカバーするような視点での質疑はできないですよね。

何が言いたいかというと、委員会で他者がそれぞれ市政に対してこうあるべきだという思いで一生懸命議論をする。その経過をやはり尊重すれば、自分だけが素晴らしい観点を持って、たくさんいろいろなことを質疑したいということではなくて、あえて言えば、委員会の審査をきちんと見守って、そういうものを判断材料にしていくということで十分、時間の問題とは別に、担保されているのかと。こういう原理原則をまずきちんと押さえるべきかと、この問題については思います。

山中啓之委員

議案質疑についてですけれども、常任委員会などはほぼ全て我が会派は傍聴を重ねておりますが、議事録を御覧いただければわかるとおり、闇達な議論が委員会で行われるという前提で行われているはずの常任委員会等が、実はほぼ毎回、全ての人が闇達に意見を発言するというわけではございませんことは皆さん、議事録を御覧いただければわかるとおりだと思います。1回も発言されないというまま、その委員会が終了することもままあります。一方で、これは傾向としてですけれども、少数会派の人間は参加人数が限られていますから、闇達に発言をする傾向があると私は分析をしています。検証はぜひこの議会運営委員会でもしていきたいと思っていますけれども。疑問がある方は、そういう前提どおりになつていなことを認識いただきたいです。

あと、本会議の議案質疑で常任委員会の内容を全てカバーできないという意見もありましたが、それはそのとおりだと思います。しかし、一方で、本会議で出たとおりなどと、委員会における常任委員が本会議で聞き切れなかつたことを拾つて新たな視点を展開することは、この数年非常に多いように私は感じています。これも議事録で、そのようなことがあるのか、本当かとおっしゃる方はぜひ確認いただきたい。そこから新たな展開があつたり、時には大きな論点になつたりすることがままあるので。SDGsの時代ですから、多様な意見を多様な会派からいろいろなところで担保するのが議会のよさでもありますので、少数会派、特に無所属の議員は一つの常任委員会にしか所属できませんから、そうした方でも松戸市のためにしっかり仕事をしたい、発言をしたいと。発言だけが仕事ではないと、そういう揚げ足は入るかもしれませんけれど、発言をすることは基本的には

議員として、仕事として一ついい仕事だと思いますので、そういう方のチャンスを大いに確保することが松戸市民の福祉増進につながると私は思っておりますので、やはりしっかりと確保するべきだと思います。

前者の原裕二委員から出た15分にそろえたほうが説明がつくというのは、まあそうだろうと思います。科学的根拠がないから戻せないとおっしゃる方がいますが、逆に言うと、科学的根拠がないまま半減なり時間削減をし続けているわけです、我々松戸市議会は。だとしたら、一つの根拠として我々がそろえるのがすっきりするとは思います。

岩堀研嗣委員長

先ほどの、30分から10分に短縮された根拠を事務局から説明させていただきます。

議事調査課長

根拠といいますか、経緯でございますが、令和2年7月30日の議会運営委員会で質疑時間10分と決めたところでございますが、それに先立ちまして、2年の6月定例会で議案質疑を1人15分で実施をしたところでございます。その時の6月定例会の議案質疑の平均時間を総合的に考えて、今、1人10分という数字が出て、議会運営委員会で決定をしていただいたということがございます。

宇津野史行委員

ここからは個人的な意見です。

先ほど、本会議場での議案質疑と委員会での議案質疑、委員会を充実させればいいのではないだろうかという話がございました。実際私も、本会議場での議案質疑はほぼほぼやったことがありません。ただ、同時に、先ほど中山啓之委員がおっしゃったように、本会議場で議案質疑をやっていることを受けて、委員会で、あの時、本会議場でああいうやりとりをしていたけれどというところを引っ張って、委員会の中でさらに深めるということは、ほぼ毎定例会、私はやっております。

逆に言えば、ああいう議場の場で、大きな視点で議案を方向づけると、議論の一切り口をやりとりしてくれるというのは、非常に委員会での議論を深めるために役立つ。なかなか大きな切り口を委員会の場で一からつくり出すというのは、結構大変になってしまふのですよね。なるべくなら、委員会ではさらに深めた細かなところをきちっときちっと詰めていくということをやりたい。そういう意味では、非常に私は今の仕組み、本会議場で議案質疑をやっていただいて、それを委員会でさらに深めていくというのは、個人的にはとてもいいと思っていますので、ぜひ本会議場での議案質疑というのもある程度深められるような時間が必要かとは思っています。それが委員会を短くするのにももしかしたら寄与するかもしれませんというところも併せてです。

岩堀研嗣委員長

委員会中心主義をとっているので、それぞれ違う角度からの御意見があつたように思い

ます。また、本質的なところもきちんと議論した上で、形式的な時間を考えていくべきというお話もあったようにも感じております。

ほかに意見がなければ、採決に移っていきたいと思いますけれども、ほかに何か意見がございましたらお願ひいたします。

宇津野史行委員

15分でどうかという提案もあったではないですか。あれは何もありませんか。

岩堀研嗣委員長

その辺りは何か御意見がある方いらっしゃいますか。特に根拠がこちらもやはり……。

杉山由祥委員

根拠ではなくて経緯の問題だから、先ほどの休憩前の議論にまた戻ってしまうんだけれども、とりあえず今御提案いただいている10分で決をとっていただいて、それが多数にならなかつたら15分で決をとればいいのではないですか。

岩堀研嗣委員長

それでは、採決に移らせていただきます。

それでは、3月定例会の議案質疑を10分とすることについて採決をとらせていただきます。

お諮りいたします。お手元の案のとおり、3月定例会の議案質疑を10分とすることに賛成する方の御起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

岩堀研嗣委員長

起立多数であります。したがって、さよう決定いたします。

続いて、3月定例会における予算討論時間について、事務局より説明をお願いいたします。

議事調査課長

では、配付しております資料、予算討論時間割当表を御覧ください。これまでの予決算の討論時間の算式に基づいて算出した割り当て時間に、30分に一度5分間程度の換気時間を捻出するため、一律17%を短縮した案でございます。これは、前年度予算討論時間及び9月の決算の討論時間と同じ考え方でございます。

岩堀研嗣委員長

それでは、これについて御意見等はありますか。

山中啓之委員

これもやはり短過ぎると思いますという、最近例年繰り返してきた主張と同じですし、今までの議案質疑や一般質問、代表質問と同じく、やはり議論する時間は、議会ですから、十分にとて論じるのが本質だと私は思っております。

討論に関してのみ特化したことを申し上げますと、昔は討論、予算も決算も時間制限はありませんでした。何で出てきたのかという話ですけれども、以前、議会の審議が夜遅くまでかかってしまうことなどもありまして、少なくとも5時を過ぎないようにしようと、そういう発想で割り当て時間が決められた経緯があると思っています。言うなれば、議会版働き方改革とでも言えるのでしょうか。一足早くやっていたような気がしますけれど。しかし、実際はそれをやった直後の委員会で、予算でしたか、決算でしたか、討論時間の割り当てを初めて決めた、運用した定例会では5時前に終わったのです。しかし、不規則発言が何か忘れましたけれど、イレギュラー案件が起きて、それに時間をとったのです。ところが、5時前に終わったのです。もしそれがなければ、5時どころか4時どころか3時どころか、ものすごく早く終わったようなことがありました。あれが衝撃的だったので、私は覚えているのですが。

その後も見守っていますと、予算・決算の討論時間の割り当てをやったところで、5時いっぱいになるということが、そういうイレギュラーがない限りあまりなかったように記憶しています。あるいは、もう過ぎてしまう場合は、この討論の時間の配分以上のことを考えなければ目的が達成されない状況があったという記憶があります。

そこで、事務局にお伺いしたいのですけれども、2点お伺いしたいのです。一つは、この予決算討論の時間の配分というのは、そもそも5時に終わらすというものが前提となっていたのでよろしいですかという確認と、2点目、その後何年か経過していますが、この討論時間の割り当てによる、職員はなるべく5時定時で終わりにしたいという意思で始まったこの5時まで閉会はどの程度実現されているか、検証はしていますか、していませんか。その2点だけお伺いしたいと思います。どれぐらい効果があったか。そこがずれたら議論がずれてしまう。

議事調査課長

この討論時間の割り当て時間に関することでございますが、当時、平成27年でございますが、この時の考え方としては、午前中で予決算の採決を行うことを目標に、討論時間を120分で終了するよう設定したものでございます。その効果なのですけれども、討論時間、午前中に終わらせるということであれば、それについては実績があると考えてございます。

山中啓之委員

想定と違っていたのですが。一つ目の発端の経緯については、午前中で予算・決算の採決まで終わるということでしたね。その時の議会運営委員会だかでは、5時まで職員が待機しているのもよくないし、残業代をつけるだとか、いろいろなことがあったかと思うの

ですけれども、では、働き方改革とは関係なく、とりあえず、どういう理由かわかりませんけれど、午前中に予算・決算を終わらせてしまえという考えだったのですね。その時から私は、それにはもう手を挙げて賛成はしておりませんから、理由だけ、事実だけ確認できればそれで結構です。

2番目の検証について、効果は実績があると言いましたが、どの程度かについてもう少し詳しくお伝えできませんか。つまり、平成27年の決定以降は全て午前中で終わっていますか。

議事調査課長

手元にデータがあるわけではありませんが、記憶の中では終わっていると考えております。

山中啓之委員

わかれば、データがあるというか、動画等も撮っていますよね。5年間だから、切れてしまっているのか。まことに職員は時間とかを入れてメモされているかもしれませんので、もしわかれればそこを確定していただけるとありがたいと思いますけれど、とりあえず今回、手元ではわからないという答弁ですから、結構です。ありがとうございました。

岩堀研嗣委員長

ほかに予算討論について。

宇津野史行委員

この割り当て時間の合計は、幾つになりますか。割り当て時間の30分ごとと、もう一つの従来といいますか。計算は特にしていないのか。

議事調査課長

ただいまの御質疑ですが、割り当て時間、もともとのほうでございますが、こちらが、端数処理もございますので、122分となってございます。17%削減のほうは計算上102分になります。

宇津野史行委員

そうしますと、その差20分です。20分短縮という話だと思うのですけれど、例えば10時半までやって、10時半から5分休み、11時5分までやって、11時5分から1回休み、11時10分から始めて、11時40分までやって1回休み、11時45分から再開をして、ずれていく。30分に一遍だとずれて、25分に一遍なのかわかりませんが。結局何が言いたいかというと、午前中には3回ぐらいしか休憩がないのです。4回目の休憩を挟むころには昼休憩になってしまうのです。ですから、3回の休憩でいいはずなのです。となると、3回の休憩を5分ごとという話になれば15分で済むのですけれど、ここ

では20分の削減時間になっているものですから、余計に削減されているという思いがあります。

そういった、細かいところではあるのですけれど、ただ、大事な話なので、一律に削減して、その削減議論が先行するあまり、あまりよろしくない結果になっているような気がするのですけれど、この辺りはどう検証されて御提案いただいているのかということをお聞かせいただければと思います

議事調査課長

事務局といたしましては4回の休憩を想定しております。

宇津野史行委員

4回挟んで、その後にさらに。

議事調査課長

はい。すみません。想定ということでございますので、それが実際の中でどういうような運営ということはわかりませんが、計算上は4回を考えてございます。

岩堀研嗣委員長

よろしいですか。

では、ほかに予算討論時間について御意見のある方はいらっしゃいますか。

山中啓之委員

繰り返しはいたしませんけれども、私の先ほどの発言で、午前中で予算・決算は120分で終えるということが平成27年以降決まって、恐らくですけれど、今まで続いているのだとしたら、今までのままでよろしいのではないかと思います。本当は制限なしでいいと思うのですけれども、強いてコロナ禍における感染対策を施したとしても、極端な話、30分の制限時間をつければ、30分に1回休憩を入れることはできますし、今までの議会運営を見ていますも、きっちりと30分で入れているわけではなくて、多少幅を見てやっているので、5分とか10分ぐらい過ぎることもあるって、そこは大きな問題ではないと思っていますが、強いて言うのならば、30分に1回を基準にして、30分までの割り当て時間にすればいいのではないかと思っています。まだ予算審査特別委員長がこの割り当て時間が30分減らで採決をするということを表明されておりませんので、こうしたことを探決に入れていただきたいと提案します。30分ということです。

ですから、これ以上感染対策を科学的根拠のないまま、また、議会でこれまで決めた基準もないまま減らすということには、より根拠がなくなってしまうと思います。午前中は120分で既に終えられているし、換気時間30分ごとも守れるのならば、従来からえて変える必要も、さらには減らす必要もないと思っております。それが私の意見です。

もう一つ最後に、これは事務局にまた確認なのですけれど、前者の質疑で合計したら何

分ですかというもの、122分と102分とありました。私の計算が間違っていないなければ114分と95分なのですけれど、端数処理という考え方を教えてください。この差異がどうして出るのか。細かい話ですみませんけれど、数秒が重要なので。切り上げてくださっているのは恐らく推測しますが。

岩堀研嗣委員長

質問をもう少しあわかりやすく。

山中啓之委員

わかりやすく質問。すみません。合計時間を割り当て時間と前年同様換気時間分減の30分ごと、それぞれやったところ、私の計算と合わないのですが、端数処理込みで計算されたと先ほど議事調査課長からありましたので、その点が影響しているのかと思います。もしその点でしたら、その説明をお願いします。

議事調査課長

端数処理につきましては、分未満といいますか、四捨五入……。

山中啓之委員

計算式を教えてください。例えば公明党なら18分掛ける何をしたのか。

議事調査課長

はい、わかりました。計算式で……。8分足りないというお話をございますか。

山中啓之委員

いやいや、8分も7分もあるのですが、どうやってその数字を割り出したのかを教えていただければ。

議事調査課長

計算式としましては……。

山中啓之委員

18分から15分にする時の式ですよね、言ってみれば。

議事調査課長

それについては四捨五入でございます。ではなくてですか。

山中啓之委員

18から15を導き出す算出式を教えてください。

議事調査課長

公明党で言いますと、18分に17%をマイナスにして14.9分となったものを15分としてございます。

中山啓之委員

0.83掛けにしたということで、それで切り上げということですね。全てに0.83を掛けて切り上げ。先ほどおっしゃった四捨五入というのは。

議事調査課長

切り上げでございます。

中山啓之委員

0.83を掛けて切り上げですね。だとしたらそれでいいのですけれど、何でそんなにその説明に時間がかかっているのかわからないので。

では、割り当て時間に83%、つまり、0.83を掛けて、小数点以下を切り上げして整数の分数にしたということでおろしいですね。わかりました。ありがとうございました。

岩堀研嗣委員長

そろそろ採決に移りたいと思いますが、こちらは前年度の予算討論時間及び9月の決算討論時間と同じ考え方で御提示をさせていただいておりますので、ほかに意見がなければ、その際の議会の意思決定を尊重されるということだと思いますが、採決に移りたいと思いますが、御意見ございますか。大丈夫でしょうか。

宇津野史行委員

実はずっと前にも、新型コロナウイルスに関係なく時間制限を会派の人数ごとに設けたころにも議論したのですけれど、今、無所属の議員の方がお二方いらっしゃるので、8分と7分、これがもう1人8分と7分だから、122分で102分だということはわかったのですけれど、討論するかしないかに関して、無所属の方がしないケースが、もう何年も、ずっとそうなのですけれど。その方々が討論をしないと、通告がなかった段階で、その方々の討論時間をほかの会派に振り分けてやつたらどうかという提案を随分前にしたことがあります。例えば、ついこの間までは無所属の議員は1人だった。そういう意味では、無所属の議員が7分という数字を確保しておいてもそれほど大きな影響はなかった。例えば無所属の議員が5人とかになったら、五七、三十五で、それだけで35分間みたいな話になってくる。7分に今度はならないのかもしれませんけれどね。1人5分とかになってしまいのかもしれませんけれど。実際、では、1人も通告がありませんでしたとなれば、その時間帯というのは単純に空白の時間になって、ただ会派の持ち時間が減っただけという話になってしまう。

だから、通告をしなかった無所属の議員、場合によっては通告しなかった会派の時間で

も構いません。我が会派は何とか会派と共同の討論をしますなんていう方も以前にはいらっしゃったわけですから。そういったところを調整して、最後に時間を決めるというのでいかがか。そのほうが限られた時間を見た活用できると思った提案を、もうそれこそ10年ぐらい前にしたような気がします。

ですから、今ここで決めてしまわないで、例えば討論の通告を締め切った段階で、改めて時間計算をして割り当てる。時間の割り当てはある意味で、この割り当てで頭割りでいいと。ただし、会派の人数、会派の質疑をしなかった人たちがいるのであれば、その割合に応じて増やされると。そんな形のほうがどちらにしろいい結果になると思うのですけれど、それはどうなのかと思っています。

岩堀研嗣委員長

何回か同様の御意見をいただいておりますけれども、意見として受け止めさせていただきたいと思います。

そろそろ採決に移りたいと思います。

それでは、お諮りをいたします。3月定例会における予算討論時間の短縮について、賛成する方の御起立を願います。

[賛成者起立]

岩堀研嗣委員長

起立多数であります。したがって、さよう決定いたします。

次に、代表質問における発言者についてを議題といたします。

事務局より御説明願います。

議事調査課長

代表質問における発言者について御説明をさせていただきます。

松戸市議会においては、3月定例会は各会派の代表質問としておりますが、その質問の通告書には、これまで会派の代表者が質問者として通告してございます。前年度はこの質問者にもしものことがあった場合に、危機管理として、代表質問を行う代表者が例え新型コロナウイルスに感染してしまったり、また濃厚接触者であったり、体調を崩して、陽性診断が確定していないくとも感染の疑いが否定できない時など、新型コロナウイルスに起因する事由に限り、代表質問の質問者に関する期限を設けるといった対応をしました。

今回も前年度の対応と同様に、代表質問としては質問者1名で通告していただきますが、万が一新型コロナウイルスに起因する事由が起きてしまった場合は、その会派が代表質問を行う日の午前9時30分までに質問者の変更に関する期限を設けることになります。

岩堀研嗣委員長

ありがとうございます。ただいまの説明は、前年度同様のセーフティーネット的な対応

と考えておりますが、皆さんよろしいでしょうか。よろしいですね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

岩堀研嗣委員長

それでは、さよう決定いたします。

次に、予算・決算審査特別委員会における各委員の質疑時間についてを議題といたします。

昨年11月18日開催の議会運営委員会において、議員の発言時間の運用について、各会派に御検討いただくことになったと認識しております。本件については、次の（2）の議題にもかかってくる話ではございますが、3月定例会で予算審査特別委員会も控えておりますことから、ここでの取り扱いといたします。

これについては、昨年の予算審査特別委員会におきまして、終了時間を超過したり、また、一部の費目を翌日に繰り越すなどの事案が発生いたしました。これは委員会審査に対応する執行部への影響が大きいことから、議会としてもこうした事態は避けたいものであります。これを踏まえまして、予算・決算審査特別委員会における各委員の質疑時間について、各会派からの御意見等ございますか。

城所正美委員

昨年の予算審査特別委員会の審査の表を見ますと、大分5時を大幅に超過している時間がよく見られますので、何らかの制限を設けるべきではないかと思います。例えばやり方として、4日間や1日単位での管理はいろいろ難しいことかとも思います。手元にある予算審査特別委員会の審査順序のように、執行部の入れかえとか点線の中身の中で、ある程度制限を設けるべきだと思います。

大谷茂範委員

私も、予算審査特別委員会の中で、ある程度の制限といいますか、今、城所正美委員からありましたけれども、制限があつていいのではないかと思っております。その時間とかやり方はいろいろ諸相あると思いますけれども、例えば一つの枠の中で30分とか、そういった中で、何分がいいのかわからないですけれども、ある程度区切りをしないと、なかなか制限がない中でやられると、ずっと話し続けて、同じような質疑を何回も何回もするようなことにもなりかねませんので、ある程度の制限をするべきではないかと思っております。

山中啓之委員

予算・決算の質疑時間については、私の問題意識としては、制限時間が決まっていない現在の運用にあるにもかかわらず、正当な発言、つまり、委員長に指名されて発言してい

る委員の発言の中に、不穏な不規則発言だとか、例えばほかがつつかえているのだから早く終わらせろといったような空気、あるいはそのまま今言ったような言葉を言われる委員がいることを傍聴していて、市民の方々にも大変申しわけなく思っております。それが私の一番の問題意識です。

岩堀研嗣委員長がどのような目的でこの議題を取り上げられたのかお聞きしたいのですが、その前に、もう2人の委員が時間制限ということを具体的に発言されたので、先にそれについてお話ししておきたいと思います。

我々議員は議論したいのです。今回は新型コロナウイルスとはまた別の理由で時間の制限のお話が出ているようですけれども、議会を運営するために議員がいて、我々そこで議論するためにバッジをつけているのだと思っています。なので、議論の時間を制限するなんていうことは、基本的にはとんでもないことだと受け止めております。

まずはそこまでにしたかったのですけれども、何らかの制限で、しかも会派の人数割とまで言及がありましたので、もう一言申し上げさせていただきます。

今、5時を過ぎてはいけないようなことが、決まってもいないけれども、前提というか、一部の方の共有の根拠のようにされて話が進んでいるくらいがありますので。私からすると、5時を過ぎないことを守ることが至上命題ではなくて、議論することが議会の命題であるということをまず念頭に置いて、我々議論を始めるべきだと思っています。その上で、5時までに終わらないのならば、それは何が問題なのか。発言しない人が発言する人をもって不公平だというのか。だとしたらそれはお門違いだと思いますし、委員長の裁量で決めているわけですから、正当な議事を今はまず運営しているという前提に立たないといけないと思いますし、もしも5時までに終わらないということが常態化して、それが何らかの理由によって問題だとするのならば、議事日程の大幅な見直し、変更、これを議会運営委員会で話し合うことを提案いたします。

特に今回は、コロナ禍で小中学校、高校などの入学式、卒業式がなくなつて、来賓出席がなくなつてるので、議事日程の3月定例会議予定表、12月定例会の時に配られたものによると、3日ほど公務的には空きがあるわけです。そういうことも以前提案した議員がいらっしゃいましたけれども、何だかんだ言って、執行部の準備が間に合わないなどと言って、結局進んでおりません。けれども、本来ならば、議事が増えたり仕事が増えたのならば、日程を確保するのが我々の務めであり、その方向で調整することが望ましいと思っております。審査時間をそのままに固定して、その中で発言だけ少しいじるようなやり方は本末転倒だと申し上げます。

加えて言うならば、もう今から8年ほど前になりますけれども、当時、議員定数の話題、議員定数等検討協議会でしたか。というものがありまして、そこで結局、田居照康委員長が御苦労いただいたのですけれども、意見がまとまらずに現状維持というような、まとまらないような答申が出てしまったわけですが、その時に多く出た意見が、議員定数を減らさない側から出た意見が、仕事が現在多岐にわたっていると。これだけ現代の複合化した問題が山積みだから、仕事が多いから、我々は議員を減らしてはいけないみたいな意見がかなり多く出ていたように記憶しています、特に議員定数の削減に反対する側からは。つ

まり、一人ひとりの仕事量が増えていることを根拠にされているわけです。

当然、新型コロナウイルス以外にも、さまざまな貧富の格差ですとか、子どもの貧困ですとか、教育、いじめ、いろんな問題も本市にあります。とするならば、一人ひとりがより多く働く環境を充実することが必要であり、その意味からも、審査時間の固定ではなくて、一度この会議予定表、議事日程の日程表自体を、会期 자체を大きな議題として委員長には取り上げていただいて、この問題意識を持って、議論したい人がしっかりと議論し、手を挙げたくない人は黙って座っていても、別にそれを見て懲罰しろとは言いませんけれども、したい人の時間を特に発言が少ない人が時間の割り当てを割くようなことにだけは絶対にしていただきたくないと併せて要望して、意見とさせていただきます。

岩堀研嗣委員長

まず、どのような目的で予算・決算審査特別委員会における各委員の質疑時間についてをテーマとして設定したかということでございますけれども、これは先ほど冒頭に申し上げましたとおり、昨年の予算審査特別委員会におきまして、終了時間を超過しましたり、また、一部の費目を翌日に繰り越すなどの事案がございました。さらに、こうなりますと委員会審査に対応する執行部への影響が大変大きいということで、そういった問題意識に基づいてございます。現在の新型コロナウイルスの状況を鑑みますと、やはり社会的な要請も鑑みますと、時間というものを考えていったほうがよいと思いまして、委員長としては、議会運営委員会はこのような形であるべきではないかと考えまして、テーマに設定をしております。

その辺りの共通認識がやはり分かれてしましますと、この先もまとまるのが厳しいのかなという気がいたしますが、何かこの点について意見がある方がいらっしゃいましたら、お願いいいたします。

宇津野史行委員

私もこの昨年の予算審査特別委員会の時間帯を見て、結構長くまでやっていたなと思って見ていました。正直、こう言ってはなんですかけれども、仕方がない部分があるのかなと。5時までに終わらせなくてはいけないのかということに関して言うと、たしか会議規則か何かで、5時までになるべく終わらせましょうではないけれど、目標みたいに書いていましたよね。終わらせるものとするぐらいの感じの。だから、5時までというのが一つの目安になっているのだから、理解できる。ただ、一方で、議長選挙なんて夜の9時とか、それぐらいまで議会の都合で延ばしているのだから、あまり人のことは言えないなと思っているので、あまりそこに対して議論しようとは思いません。

そこで、やはり予算審査特別委員会の、どうしてこういうように長くなったのかというのは、先ほどの10時過ぎからの議論の中で出たように、代表質問で本来やるべき内容、さまざま重要な案件がめじろ押しの内容について、なかなか代表質問の時間が短くなり、一般質問の——ふだんのですね。3月定例会に限りません。ふだんの時間が短くなり、先ほど山中啓之委員もおっしゃったように、なかなか、牛歩戦術ではないですけれども、時

間切れを狙われたかのような、聞いても答えないような答弁が繰り返され、時間切れで逃げられてしまうと。こちらの感覚ですが。という議論が続いている中で、予算審査特別委員会ですとかの場というのは、言ってしまえば、そういういた議論に、逃がさないという言い方もおかしいですけれど、きっと聞ける場として位置づけています。ですから、一般質問や代表質問が短くなつた分、こっちが長くなるのです。当たり前なのです。だって、できなかつたのですから。

先ほど私、議案質疑を本会議でやって、さらに委員会でやってということに対しても、本会議場で議案質疑をやってもらうことで、委員会でやることというのがある程度整理されて、効率的にできるみたいなことも申し上げましたけれど、そういう関係性もやはりあるのです。そういういた意味では、一般質問を減らす、代表質問も減らすという話をしているのであれば、委員会がある程度長くなってしまうのは当然ですし、ここにも何か制限を設けるという形になると、本当に議論する場がなくなってしまう。そういうことを考えると、委員会中心主義を本議会がうたっているのであれば、少なくとも委員会に関しては、発言時間をきちんと保障できるような形で従来どおりの運用をしていただきたいと思っております。

先ほど、同じことを繰り返す発言だとかと話がありましたけれど、そんなの避けていますからね、こちらからすれば。そのように聞いているのだとすれば、聞き方がよくないと思いますよ。ああいう発言はすべきではないと思っています。冗長になっているわけではなくて、きちんと聞くべきところを聞いているということを、我々しっかりとそういういた意識を持って聞くべきだし、話すべきだと思っていますので。そういういたきちんと責任ある議論をする場である委員会を、きちんと議論を保障できるような形での運用をしていくべきだと思っております。

岩堀研嗣委員長

どうして長くなったのかという御意見が出ておりますけれども、その辺りもまた捉えて、それに対して、また、昨年はやはり新型コロナウイルスで、できるだけ短く抑えるようにしましょうという目標の中で、1日目が18時25分、2日目が19時23分、3日目18時12分と、4日目は15時少し回っておりますけれども、という状況がございますが、どうして長になったのか、この辺りを絡めて何かございましたらお願ひいたします。

杉山由祥委員

よって立つところが違うので、なかなかかみ合っていないと思うのですけれども。

まず、時間制限をすることで自分が短くなるならないというのも、それは視点の一つではあるのですけれど、全体の時間がみんなの時間だということを考えた時に、今まででは、予算審査特別委員会の中の仕切りは委員長の議事整理権に任せている部分、なつかつ、お互いの議員同士の良識に任せている部分が大半だったと私は感じています。実際、自分は国会議員の秘書をやっていて、国会を見てきて、地方議会へ入ってきて、時間が無制限にびっくりしました、はつきり言って。そうなった時に、やはりみんなの時間である以上は、

誰だって話したいのです。みんなそこを我慢しているところはあるのですよ。そういうものを、いや、話したくないから話していないのでしょうということは、僭越だと私は思うので。だったらむしろルールを決めて、みんなで持ち時間を決めて、その中でやったほうが、いろいろな人がきちんと意見を言えるようになりますというのが時間の割り振りの基本的な考え方だと思っています。

実際、議員の数が多い議会は大体何らかの制限が入っています、県議会であれ、もしくは一般の区市町村であれ。人数が多くなるほど、時間の制限というのは何らか入っている。それは厳然たる事実でありますから。だから、今回、去年そういうことで、こういった時間をみんなで大事にしようというのにもかかわらず、むしろ冗長な話が多かった。そういう意味では、何らかの制限を入れるべきだと私は思っています。

末松裕人委員

要は、時間の制限という捉え方ですけれど、こういう議論をしていて、逆に客観的に思うのは、足りないという御主張をされるその思いは理解できるのに、どれだけあれば足りるかというところは全然見えない中での感覚の議論、主張のぶつけ合いのようなところでしかなかなか進んでいかないのかと聞こえております。

今、いろいろ話がありましたけれど、委員長がおっしゃられたように、昨年の具体的な時間の事例で見て、私もずっと控室で控えていたり、様子をうかがっておりましたけれども、6時過ぎ、大半。遅い時は7時半という時がありました。会議体のあり方として、まずやはり5時という一つの基準で考えるのが、議会のあり方として私は当然だと思っています。ただ、重要な案件については、しゃくし定規に陥ることなく、柔軟に対応する。そういうことも必要かと思っているのです。昨年のような状況を見ると、やはり何らかのルールの工夫、運用上の工夫をしていかなくてはなかなかいけないということが1点あります。

さらに、これは持論なのですけれども、予算の審査とは何かということなのです。予算の審査は、執行部から責任を持って提案されたものをきちんと賛成するか反対するかを確認をする場なのです。それなのに最近の予算の審査は、我々政治的な活動をする者が集まりますから、主張の場になりかねないです。反対することは決めていて、それで政治的な主張をするということに対してまで時間が与えられるべきかどうか、予算審査特別委員会という場においてです。このことを考えるべきだと私は思っています。

そうしますと、例えば私は気になっているのですけれど、要望というのもやはり本来であれば違うのかと。条件つきの賛成ということは議案にはあり得ませんから、それは意見として、このように持っていくべきですという表明としては有意義だと思いますけれども、では、そういったものも含めて、予算審査の時間ってどこまで何をすればいいのかというまず原理原則をきちんとした上で、我々がそういったものの中でうまく運用していくということがどこかで大事ではないかと、ずっとこの問題は思っています。

結論ですけれども、そういったことで前年度などの事例を踏まえると、これは委員長の裁量権の問題だと思いますけれども、委員長も何か制約をすると、また横暴だとか何だと

かと言わぬかねない今日的な状況もあるので、一定の運用の基準を制限という形で定めて、きちんと公平に運営していくことがこの機会に議論されてもいいのかと思っています。

中山啓之委員

先ほど、2個前に岩堀研嗣委員長が私の発言の直後に言われたことで少し引っかかったのですけれど、質疑時間を超過したり、翌日に繰り越したりという発言があったかと思いますけれど、質疑時間を超過というよりは、質疑時間に制限はないですよね。要は、5時を超過ということですね。それはわかつたのですけれど、厳密に言うと質疑時間に制限はないということ、これを確認させていただきたい。翌日に繰り越したりとか、執行部への影響が大きいという発言が岩堀研嗣委員長からありました。それこそが議論の醍醐味ではないですか。質疑時間がそれだけ必要だと考えて、委員が質疑をする。それによって執行部が動く。これが議会の醍醐味で、ダイナミズムであると思っています。それを、先ほど申し上げたとおり、時間内に終わらすことに固執して、執行部に影響しないことを至上命題とするならば、我々に未来はないと正直思っております。

また、宇津野史行委員がおっしゃった、一般質問が少なくなったから委員会審査が増えたという主張、まさにそのとおりだと思っています。今、一般質問も委員会質疑も討論も、全てこれ、減っているのですから、言いたいことが増える。相対的にもともと発言していた人が言い切れなくなって、バーストしてあふれてしまうということは、当然起こるべくして起こることですし、それに対して何らかの方法をとらなければいけないと私は思っています。

時に、議会基本条例ができてからもう十数年がたちましたけれども、議会基本条例の理念としては、時間内に終わらすこと以上に、議員間討議の充実を始めとした議論の充実がうたわれているということになりますが、それと逆行している現実が、今、新型コロナウイルスなどによって起きていると思っています。さらにそれを逆行させようとしてはいけないと思っています。もちろん、いたずらに時間を浪費するのならば、それは問題です。しかし、それは時間数に限らず問題であって、それは委員長がしっかり注意すればいいだけの問題だと思います。

また、末松裕人委員からもありましたけれど、政治的主張に時間を与えられるべきかとか、要望は本来するべきではないのではないかとかいう視点もあったと思います。それはそのとおりかもしれません、それは時間が10分だろうが100分だろうがにかかわらず、多くの委員から負託を受けた委員長となった人がその力量を遺憾なく發揮していただいて、すみません、委員、それは質疑ではありませんと言えばいいだけの話であって、委員会の質疑時間に関係ないことだと思っています。

必要な時間はどのぐらいかの議論がされていないという御意見もありましたけれども、私は今の時間が必要な時間だと思っています。私はまだ4期しか議員をやっていませんけれども、もっと当初は遅くまでかかっていたような気がしております。1期1人目4年間、一人会派でしたから、ずっと予算審査特別委員会を毎日傍聴させていただきましたけれど

も、もっと遅くまでかかっていた時は昔に行けば行くほどあったように思っていますが、最近はあまり5時過ぎる時はありませんけれど、6時とか6時半とかでこんなにナーバスになってぴりぴりした議論はなかったと記憶しています。何で今ごろこの議論がされているのか、誰か我慢し切れなくなった人がいるのかとかいろいろ考えてしまいますが、私の想像ではよくわかりません。

そこでこれ、事務局に確認なのですけれども、期ごとに平均4日間ある予算審査特別委員会の過ぎた日数のアベレージを出しているのだったら教えてください。今、岩堀研嗣委員長から1日目から4日目まで出されましたよね。1日だけ7時過ぎになつたことがありますけれど、基本は6時ぐらいで終わっていると。4日目は3時過ぎで終わっているから、うまくこれ、でこぼこをなくせばほとんど5時に終わる。超過しても30分ぐらいで終わる計算になると思うのです。1年だけ見ても傾向がわかりませんし、3.11の2011年は文章によってやりとりをしたなんて経緯もあって、ああいう緊急事態には我々議会は協力してきたし、執行部に、それで成り立った時代もあります。ですから、まずは期ごとに、今任期はかなり短いほうだと思いますけれども、4年間のアベレージを通して、科学的に分析をして、傾向と対策を練ったほうがよろしいのではないかと思います。これが大きな主張です。

もう一点として、別の主張として、どうしても質疑時間に制限を決めるという方向で意見が大勢を占めて、委員長がまたそういう感じで決をとられるというのでしたら、どうせでしたら、制限時間、発言はこれだけだけれども、文章で残りの分は出してやりとりができるようにするなど、工夫を頭を使って考えて、質疑したい人たちがその人のみんなの時間を使ってやることはできないと、余儀なくされたとしても、文章で出せば執行部が回答していただける。第2質問ができなくなったりする可能性はありますけれども、少しはましな解決方法を、単純に制限というものではなくて、短絡的に審査の結果をそぐ方向ではなくて、充実させる方向で考えていただきたいと思っています。

岩堀研嗣委員長

では、ここで一旦休憩させていただきます。

休憩 午後0時07分

再開 午後0時12分

岩堀研嗣委員長

それでは、再開いたします。

これまでの御意見で一定の運用の基準を定めてという御意見と、また、そうすべきでないという御意見に分かれているかと思いますが、御意見がありましたらお願ひいたします。

宇津野史行委員

先ほど私、代表質問の時間を短くする中で、執行部とのやりとりが短くなるのではない

かという意見に対して、いやいや、結局代表質問でやらない分、事前に執行部とやりとりをして、質問項目を絞ったりするのだという話になったと思うのです。例えば今回、委員会に臨む上で、先ほど杉山由祥委員からも、自分の発言だけでなく、他人の発言の権利もあるわけだから、誰だってしゃべりたいしという話の中で、一定発言を抑えているというか、我慢している部分もみんなあるのだという話があったかと思うのです。そうすると、では、委員会の場で仮にそういう議論をできなかつたとしたら、どこでやるのかというのがやはり同じように疑問になってくるのですよね。代表質問時間を短くすることで、事前に執行部とやりとりをして、そこでやれるのだという話がありました。では、今回、この委員会の中で発言を我慢している人がいるのだという方々は、どこで議論されているのかと。全くやりとりもしないで、賛成だの反対だのというのは言えない気もするのですが、その辺り、どこかそういう機会があるのであれば、それは参考に教えていただきたいと思っています。先ほどと似たような質疑になりますが。

大谷茂範委員

そもそも論として、代表質問と予算審査は違うと思うのですけれど。予算審査はあくまで予算に対する個別の審査ですから、そこの議論と代表質問の審査は、そもそも論、違うと私は思っているのですけれども。それが議論の俎上に上がってしまうことが、今回の予算・決算審査特別委員会の質疑時間とは私はそぐわないのではないかと思っています。

杉山由祥委員

参考までにという話だったので、別に答える義務もないだけれども。先ほども同じことを言いました。要は、全てのやりとりを全て質問で形にしているわけではない、我々は。多分それは皆さん同じだと思います。当然事前にやりとりもしているし。そのヒアリングの中で、納得した答弁もあれば、納得しない答弁に関して改善を求めるというものは、それぞれ職員との信頼関係の中で常にやりとりしているものだと思っています。それが質問するかしないかというところを、結構ぎりぎりまで皆さんやっています、実際見たら。予算審査特別委員会に関して。どの委員会に関してもそうかもしれないけれど、特に予算審査特別委員会はその傾向が強い。だからこそ、そういう意味で、ある意味では自分で落としているのに、何でほかの人にそんなに時間を譲らなくてはいけないのだという不満が、以前からずっとあります。

だから、私は個人的には、全ての時間を平等に割り振るべきだと思うけれども、ただ、その運用をがちがちにした時には自縛自縛という話にもなるから。でも、ある程度ルールを決めるのであれば、私は上限をきちんと決めるべきだと思っています、1回の発言に対して。それは、事務局なり委員長なりがきちんと差配しやすいような簡易なものから始めてみて、それが運用できないのであれば、当然1人当たり何分と厳格にするべきなのだろうけれども、それはそこまでいかなくても、少なくとも例えば一つのセンテンスで30分を上限にするとか。去年、一番長く話している人、40分とか50分とか話しているのですよ、一つの発言で。それが常態化すると、それこそ時間なんて幾らあっても足りなくな

るわけだから。まずは、上限を30分で決めて、1回の発言に関してですね。それをもとに委員長が差配をしていくと、そういうルールにしたらどうかと思っています。

宇津野史行委員

ありがとうございました。実は今、とても重要な発言がありました。どういう発言かといいますと、代表質問についてここで持ち出すのはどうなのかみたいな話をいただきましたが、あえて持ち出しました。それは何かといいますと、一般質問ですか代表質問は賛否は問わないので。つまり、事前のやりとりは賛否に直結しないのです。わかりますよね。ところが、予算審査特別委員会ですか、ほかの委員会で当然提出された議案に対してやりとりを事前にすることは、賛否にかかわるので。つまり、今御発言になつた予算審査特別委員会、その他委員会等に対して事前にやりとりをし、了解を得るということは、事前審査に当たるので。ということは、我々、会議公開の原則が憲法でも地方自治法でも定められておりますが、その会議公開の原則に反する形で事前審査をやっているということをこの場で発言をされ、それをやっているから委員会では議論しなくていいのではないか、委員会の質疑時間を短く、ある程度制限してもいいのではないかということを、今この議会運営委員会の場で議論していることになります。これは、議会のあり方を自ら否定しかねない発言のもとにこれが今決まろうとしていることに対しては、直ちにこの議論は打ち切るべきだと思っています。事前審査を容認するのかと。今の発言は間違なく事前審査を容認し、それをやっているから、委員会の発言はある程度我慢できるという発言にほかなりませんので、岩堀研嗣委員長には適切な御判断をお願いしたいと思っています。

杉山由祥委員

事実誤認なのですけれど、それが事前審査で結論があつて——だって、一個一個の事業を審査するわけです。ヒアリングをやっていますよね、皆さん。やっていて、やりとりしていますよね。大体そのヒアリングをやっている最中に答えは返ってきてるわけです。その中で自分の中の疑問が解ければ、その項目に関してはオーケーとするわけです。でも、別にそれは予算に対しての賛否を決めてるわけではないですよ、その一個一個は。それを事前審査と言ったら、ヒアリング全て違法ですよ。だったらヒアリングをやめますか。

宇津野史行委員

以前に、当時議長だったか忘れましたけれども、中川英孝議員が、やはり事前にああいった形でやりとりをし、シナリオを決めていくのはよくないのではないか——正確な発言ではないかもしれません。それによって、そもそもヒアリング 자체がやるべきではないのではないかという議論になったことを杉山由祥議員も覚えていらっしゃるかと思うのです。本来のあり方はそういうところがあったから、そういう議論になったのではないですか。それを今は事前にやっています。それ自体が何か悪いのですかという話をしてしまうこと 자체が履き違えていると思います。

杉山由祥委員

それは事実誤認で、最初にその話があった時は決算審査特別委員会の時だったのです。決算審査特別委員会を全員参加にする時に、ヒアリングを全員がやった時に、やはりシナリオが決まってしまっているから、あまり全体のダイナミズムがなくなつて、議論がおもしろくなくなるのではないかという中で、一時期、ヒアリングは1回やめてみましょうという試みが何回かされたと思います。ところが、実態としてはそれがうまくいかなかつたのです。実際はみんなやはり事前に確認したいことがたくさんあるし、数字の部分なんか特にそうだから。むしろその数字の部分は、事前に確認をして、そこで納得できるものはそれでいいのではないかと。だから、そこは質疑しないようにしましょうというような運用にしたわけです。

宇津野史行委員

それは資料提出の数字に関してはです。

杉山由祥委員

それで資料集をつくりましたよね。そういうもの、積み重ねの経緯だったわけで、それが、では、ヒアリングがその後全部なくなつたかって、なくなつていません。それは皆さん必要だと思ったから続けたわけですよ。あまりこの議論をここでやると長くなるからあれだけれども、それをもって事前にやっているものが全部違法だなんて、それは事実誤認です。

山中啓之委員

お二人の議論を私は発言を我慢しても聞きたいと思っているのですけれども。今、杉山由祥委員が事実誤認だとおっしゃっていることを宇津野史行委員は事実誤認ではないとおっしゃっている。この辺りで既に認識の違いがあるので、確かに委員長がもう少し、こら辺りをなあなあにしているとよくないと私は思います。ただ、一方で、間違いなく言えることは、職員との個々のやりとりは時間制限がないのです、言ってしまえば。一方で、質疑は時間制限が日数的には決められているわけです。もう一方で、職員とのやりとりというのは何をやっているか見えないわけです、市民には。質疑は公の場ですから、見えるわけです。この重要性が全然違うわけです。

もっと言うと、職員との事前のやりとりで了解したから質疑で発言しないなんてことがもあるのだとしたならば、その基準も見えないわけです。さらに言うと、我慢しているという感覚 자체が私はいかがなものかとも思いますけれども、それをもって、言いたいのを我慢しているからといって、言いたい人の話を聞くのも我慢できないのかということにも私はつながってしまうと思うのです。私はたとえ自分に発言することがなかつたとしても、ほかの委員の意見を聞きたいです、存分に。言い尽くしてほしいです。なので、そこら辺りも多分、人によって議員観が違うのではないかと思います。

ただ、一番重要なことは、先ほども休憩前に申し上げたことですけれども、休憩後に事務局からお返事がいただけなかつたので繰り返しますけれども、期ごとに平均の委員会の17時を過ぎた時間って出されていますか。多分出していると思うのです、前年度、前々年度のものを配られますから。少なくとも私のいる4期では減ってきてていると思うのです。なのに、なぜ今こういう議論が出て、ルール化して時間制限をしようなどと言う人がいるのか、こんなにも。そこが不思議でしようがありません。

もう一つ、ヒアリングについて云々ということもありましたけれど、ヒアリングをやめるのかと言わされたら、多分やめないということになると思うのですけれど、職員が会派の控室の前に並んでやることに違和感を感じるという提案があって、なるべくそれはやめてみようとする一方で、数字については、あの分厚い資料をもらった上で、そこに載っていないことは事前に言っておかないと、ちようちようはっしでやり過ぎると、なかなか委員会が円滑に進まないなどということがある、そういうところは、決まらなくても議員の中である程度執行部にお伝えして、こういうことが少し気になっているのだけれどということは、紳士協定的に今も行われているのではないかと私は推測します。

そういうことがあれば、あまりがちがちにルールを決めて、今この時期にあって、しかも今回、大分期数を重ねて、少しづつ5時終了に近づいている中で、ほかの時間もいろいろ減らしている中で、社会活動を戻していくという中で、さらに3月定例会直前において、急にこの予算審査・決算審査の質疑時間の話をして、早々にまとめてしまおうという動きに対しては、非常に強い懸念と違和感を感じております。その辺りを踏まえていただいて、岩堀研嗣委員長には寛大な、公平中立な判断をしていただきたいと、進め方をしていただきたいとお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

岩堀研嗣委員長

事務局、お願ひいたします。

議事調査課長

予算審査特別委員会で過去に5時超過についてですが、期別はございません。今期で言いますと、令和元年が1日目16時55分、2日目15時20分、3日目15時23分、4日目15時47分。2年が1日目17時18分、2日目14時58分、3日目15時16分、4日目15時12分。3年になりますと、1日目が18時25分、2日目が19時23分、3日目が18時12分、4日目が17時5分となってございます。

山中啓之委員

ありがとうございました。事務局の今の御報告からすると、令和3年だけがやや5時過ぎが多かったという結果がわかりまして、ほかはほぼ全て、2年の初日を除いて全部5時前に終わっているのです。今期、皆さん努力しているではないですか。それをもって、去年のだけが少し長かったからといって、急に大幅に過ぎたかのような印象を与えるように昨年のだけを毎回出して、委員会でも毎回、昨年の終わった時間が出されて、去年はこの

時間に終わっていましたからとかという注意がたびたび入るのは、議員の意見の闇達な進行を妨げる、萎縮してしまうのではないかと私は大変危惧しておりますし、特に今回、今聞いてよかったですけれども、危うく3年のだけ見ると、こんなに長くかかっているではないかと勘違いされて、事実誤認をそれこそされて、今期は長くかかっているからという判断でルールや制限化がされようとしていることが起きたかもしれないと思います。そういうことが起きなくてよかったです。

引き続き、これ、平成31年度、30年度とさかのぼって出してみていただいたら、もっと違うことがわかるのではないかと思っていますので、そこら辺りも慎重に、事実の根拠を持って、合理的な議論を展開していただくようにお願いします。

岩堀研嗣委員長

事務局、お願いします。

議事調査課長

すみません。ただいまの時間ですが、期別ということだったものですから今期の時間だけで言いましたが、29年度までは、手元に資料がございますので、お話しさせていただきますと、30年が1日目18時3分、2日目が17時12分、3日目が17時50分、4日目が14時23分。29年が1日目18時48分、2日目が17時4分、3日目が16時47分、4日目が13時56分となっております。

鈴木大介委員

発言の機会をいただきました。前回の議会運営委員会でも少し話に出たのですけれども、議会とか質疑とか委員会とかで発言をすることが仕事なのだと捉えている議員もいれば、一方で、議会において発言するだけではなくて、ヒアリングだったりとか、当局の方と、役所の方としっかりと膝を突き合わせて議論して、最終的に事前審査に当たらない範囲で、政策とか市民要望を実現して、最終的に本会議とか、あと、議案質疑とか委員会の場ではスムーズな、時間制限もありますので、議事運営にしつつ意思決定をすることが議員の本分だと考えている議員もいますと。それぞれ悪いことではなくて、一定の市民の負託を得て当選してきた議員の価値観なので、尊重されるべきだと思います。

ただ、今までの議論を聞いていると、このまま意見を言い合っても、価値観の相違で平行線をたどってしまうのではないかと。それこそ幾ら時間があっても足りないのでないかと聞いていて感じています。そういう時にどのように意思決定をするかというと、これは決めなくてはいけないことなので、最終的にはやはり多数をもって決していくしか、価値観の相違があるということであれば、多数をもって決するのが現状の制度ですので。それぞれの意見は価値があり、尊重はすべきだと思うのですが、それぞれ議論も煮詰まってきたので、多数をもって決したほうがいいのではないかと思い、発言をさせていただきました。

個人的には、5時までという、延びてしまうからだめだというわけではなくて、民間企

業でも、市議会も当然だと思うのですけれど、会議が長いことがいいことだとは思いません。最終的に市民の要望だったりとか福祉向上につながることが我々議会だったりとか当局の目的であって、以前、末松裕人委員だったと思うのですけれども、市庁舎だったりとか新拠点だったりとか東松戸病院、非常に重要な案件がありますが、未来の市民に対する大きな課題に対して、現状、質疑時間を制限した中でも、恐らくしっかりと議論だったりとか、物事に対して応えられているのではないかと。その中で、今まででは良識の範囲で皆さんやられていたことが、時代の変化で価値観が変わってきていて、結局、時間だけがいたずらに過ぎていくという状態が常態化しているのではないかは、うちの会派としても考えています。

その中で、現状、やはり市民の負託に、そういった大きな課題に対してしっかりと応えられている前提で、なかなかそういったさまざまな価値観をコントロールしていく上では、時間制限がいろいろなシーンで必要になってくるのではないかということが、宿題としてうちの会派から持ち帰ってきた意見になります。

あとは価値観の相違ですので、今の制度では多数をもって決するしかないのではないかと発言しまして、私の意見とさせていただきます。

岩堀研嗣委員長

価値観の相違もあるという御意見がございましたけれども、この予算審査の質疑時間については、本日決定はしていきたいと思っております。先ほど宇津野史行議員の会議公開の原則に反する形でやっているのではないかというところがございましたけれども、これは私も日常的に職員と話したり、あるいは予算が内容が出た時点で、数字も含めて基本的な考え方、自分の捉え方がもしかしたら勘違いしているかもしれないで、その辺りの確認とかさせていただく機会もございますけれども、それを踏まえて、予算の場で実際に発言をする必要性を感じるかどうかというお話だと思いますので、特に原則に反する形でやっていることではないと感じております。

宇津野史行委員

実はこの議論は、前回だか前々回の時に、委員会をインターネット中継したらどうかという議論の時にも引っかかったところでして、その時にどなたかが発言なさっていたのですね。正確ではないのですけれど。要は、委員会で臨むころには、事前にある程度やっているので、委員会で確認することはないかのような発言をされた方がいらっしゃいました。後で議事録を見れば——今、議事録はまだ調製されていないかもしれませんけれど。これを聞いて私は、だから、主戦場が委員会ではなくて事前なのだと言わんばかりのものだったですから、これは問題だと思って。実はそこから事前審査の話が尾を引いています。

事前にやりとりをして、では、委員会で発言することがないと。これ、事前審査ではないのですか。事前審査はよくないのは、多分みんな当たり前で、合意できているわけではないですか。なぜ事前審査がだめかといったら、市民の目に見えないからです。市民の目に見えない中でやりとりがなされて、それを議員が賛成・反対する。会議を公開する必要

ないではないですか、そんなことが全部できるのだったら。会議公開の原則は何のために定められているかといったら、市民の前に市民から選ばれた議員がきっちりやりとりをし、明らかにして、市民にも納得できる形で我々が判断するというところをやらないと、そんな事前の審査でよかつたら、全部秘密会で、いや、結果だけこうでしたと。途中のやりとりというのは全部メールとかでやりとりしていますから、特に公開しません。それができてしまうわけではないですか。そのさじかげんはどうなのですか。事前審査であると事前審査でない。感覚の違いとか、そんなもので片づけられるのですか。私はこれは、事前審査を本当に今行われているのではないかと。それをもとに、では、委員会の発言時間を短くしていったらどうか。このような議論が今進んでいることに対して大変憂慮しています。

ということを、9月定例会の議会運営委員会での陳情のやりとりを聞いても、そして今日のやりとりを聞いても、事前審査の常態化と、それを是として委員会の審議が軽んじられかねない事態に私は異議を唱えて、時間制限というものに対しては設けるべきではない、現状に鑑みてということを申し上げたいと思います。

末松裕人委員

なかなか公式の議会運営委員会の場で危険な議論というか。事前審査はだめなのは当たり前のこと、それを犯していたら法に触れるのか。もう出るところに出てはっきりさせる話になってしまふのです。例えばそれで、裁判で決着させるのがはやっているのか知らないですけれど、そのような話を平氣でしているように聞こえてならないので、少しここは肩の力を抜いて、お互いに議会人として日ごろの活動の中で工夫をしていること、それも会議の時間は限られているですから、そういった中で、今みたいに事前——事前という言葉も使いたくないのですけれども、審査に臨むために必要な対応をしているのがお互い公平にやっていることで、言葉尻だけ捉えて攻撃するために言い合う状況では私はないと思っているので、その切り口の議論はどこかで沈静化しないかと思って聞いています。

1点、制約と言うけれども、会議の時間帯全体を半分にしようとか、そういう切り口は出ていますか。出でていないのです。要は、限られた時間で、私は一つの会議のあり方として、やはり5時というものを、例えば4日間なら4日間、その中で公平に、1人当たり何時間とかということは考え方があるのかと思っていますが、そんな試案も含めて、何も制約の議論は出でていません。どちらかというと、今、皆さん方が言っているように、いろいろと審査に臨むに当たって整理してきたことをその場でオープンにして、自分はこういうことで、これには賛成する、反対するという大事なところを披瀝というか、踏む場で委員会の時間を使っているのであれば、それは公平な枠がないとなし得ないのではないかという問題提起だと思っているのです。そのことに対して公平な枠として、短くするという議論ではなくて、1人当たりこういう範囲内で何とかやってくださいと、ほかにも議員がいますからと。このような制限を設けたらどうかという、極めて前向きな話というか、お互いに公平な中でやっていこうという話だと思って聞いていたのですけれども。制約の話になっていますか、今。長い人はだめ、それは一日やられても困りますという話は、そ

これは制約になるのですけれど、これぐらいきちんとやるためにこのような時間でいいのではないかという提案も何も出ていないですね、今。単にやっつける人とやっつけられる人がいるみたいな議論はやめたほうがいいと思うのです。

城所正美委員

今、末松裕人委員のお話もありましたように、そのとおりだと私も思います。この予算審査、私も委員長をやりましたけれども、委員長としてはもう少し答弁を聞きたいということもございますし、さまざまなことがありますし、あと、全体観に立つと、やはりおおよそ30分押して、時間がきっちりというわけではなくて、そろそろどうですかと言うと、質疑と答弁がかみ合わなくて堂々めぐりするというケースもあって、その時は委員長からそろそろまとめてくださいとの話はどこの委員長もおやりになろうかと思うのです。

そういう意味において、きっちりどんなものを決めるというよりは、その判断で、おおよその目安というような部分で先ほど杉山由祥委員がお話ししたと思うので、そういうものもある程度大事かと思っております。

中山啓之委員

何も制約の話が出ていないとおっしゃいましたけれど、多分、最初に城所正美委員と大谷茂範委員が何らかの制限という言葉を使われたので、それに反応したのではないかと思いますし、これまでその他の代表質問ですか予算討論の時間が結果的に減っているので、制約と捉える委員が少なからずいても、それはおかしくないどころか、自然な流れだと私は感じました。

さて、それはさておきまして、発言することが大事という意見もありましたけれど、私はそうではなくて、ヒアリングで終わるべきものだけならばいいのでしょうかけれども、それで終わらないならば、発言に帰結させることが大事だと思うのです。宇津野史行委員もおっしゃっていましたけれど、何でも内々でやるのだったらば、質問も質疑も根底から意味が覆ってしまうということになりかねないと、私もそれはそう思います。事前審査がよくないなんてことを今さら議論するのではなくて、ヒアリングしたこととなるべく市民にお返しする形で、公開の場で議論する議会、委員会であるべきだという大前提を我々が共有できているかどうかをまずここで議論するべきだと私は思っています。なぜならば、議会で発言しないとわからないからです。御自身の判断基準も、発言すべきかしないかと。発言しないのに職員といろいろヒアリングしている、自分は我慢しているとかと内面を言われても、申しわけないけれど、それを共有するのは非常に難しいのです。もちろん、それをやった結果ヒアリングで終わっていいならばいいですし、終わらないならば、やはり議会として発言することが大事。我々議会ですから、議員ですから。

会議が長いことは、いいとは私も思っていません。ただ、一方で、短いことがいいとも思わない。これも多分、皆さんの共有認識だと思います。必要な議論をして、結果的にかかる時間がやはり必要なのだと思います。今の流れですと、直前の発言で城所正美委員がおおよその目安がみたいな話もされたのですけれども、私は少し慎重になったほうが

いいと思っています。といいますのも、先ほど事務局から期ごとと言われたから少ししか出さなかつたみたいな話がありましたけれども、持っているだけ、もう少し予算審査特別委員会にかかった時間、全ての年度を出していただいて、向こう10年なり20年なり残っているだけ出していただいて、何分終了って、たしかこれ、委員会の会議録に書いていなかったですか。調べればわかることでしたら、数字の一覧表ですから、わざわざ討論とか何だのの時間、A4、1枚使って書いているぐらいですから、こういう細かい数字ほど一覧表にして示していただいて、そうした根拠を持って傾向をしっかり分析してから決めたほういいと思います。

なので、整理しますと、さかのぼれるまで予算審査特別委員会、決算審査特別委員会もですけれど、終わった時間を調査願います。これは委員長権限でできるのでしたら、私からせひそうした資料の提出をお願いしていただきたいと思っています。

そして、二つ目。それが整うまでは、今期はもう改選の年ですので、拙速に決めることなく、その資料を用いて判断して、次の新しく期が替わったころにその議論をまたて、検討して、来年の予算審査特別委員会なり決算審査特別委員会に臨めば、スムーズな流れになるのではないかと思いました。

岩堀研嗣委員長

さまざまな意見も頂戴いたしました。今回はこの新型コロナウイルスの状況でということも踏まえて、予算・決算審査特別委員会における質疑時間についてということでお諮りをさせていただいております。先ほど城所正美委員から、きっちり形を、ルールを定めるよりも、委員長裁量でというお話もございました。これをするためにには、やはりしっかりとそこは皆さんとの共通認識で守っていただくという前提が必要になるかと考えております。それができなかつたら、どうしてもやはり公平な枠に対してというあり方も、これは意見として出てきてしまうということかと思います。

いずれにしても、この3月定例会の対応を決めていきたいと思うのですけれども、御意見の中である程度、これ、発言時間のあくまでも上限というイメージかと思いますけれども、やはり新型コロナウイルスの情勢も踏まえまして、30分以上たつた場合は、委員長裁量で指摘もさせていただきながら、そのような形で、少しその辺りを意識しながら運営をさせていただいてはどうかと思いますが、そういったことでお諮りをさせていただいてもよろしいでしょうか。

山中啓之委員

何を諮る。

岩堀研嗣委員長

諮るのは、先ほど意見が出た、30分を超えないという捉え方で今回の予算審査の運営を行うと。

山中啓之委員

1発言という意味ですか。

岩堀研嗣委員長

はい。

山中啓之委員

もう少し正確に教えてもらえますか。

岩堀研嗣委員長

予算区分ごとに30分を超えないように、皆さんで御協力をいただく形にしていくはどうかと。

議事調査課長

では、事務局から。今、岩堀研嗣委員長がおっしゃられたのは、今、予算審査特別委員会の審査順序ということで、令和3年3月のものがお手元にあると思います。その中で、1日目といったところで、最初に第1条、第1款議会費がありまして、それ以降、点々で入れかえの区分がございます。この区域というイメージのものかと思います。ここでお一人30分を上限ということかと思ってございます。

岩堀研嗣委員長

もちろんこのコロナ禍ですし、皆さんが当然30分近くやられたら全く終わらないような状況になりますので、それはなるべく効率よくやっていただくという前提の中で、30分過ぎるようでしたら、これは委員長の裁量で判断していただいて、それに対して皆様も御協力していただくという形にしていきたいと思います。

山中啓之委員

制度についてですけれど、委員長が個人の質疑を流しでストップウォッチか何かではなくて、30分を超えたなら注意して、裁量で、少しぐらい過ぎるのは許されるのかもしれませんけれども、なるべく皆さん協力するという枠の中でやっていこうということでしょうか。だとしたら、これ、質疑の聞き方が全然変わってくるので。答弁を含むのか含まないのか。例えば数字を聞いたら、だーっと羅列されて、質疑は1分でも答えは10分とかつてあるではないですか。そうしたらほとんど聞けなくなってしまうわけです。質疑の仕方や組み立て、準備から、それこそヒアリングから変わってきててしまう、大きなトランسفォーメーションだと思うので、厳密に教えてください。答弁もまず含むのか。時間のはかり方、それがきちんと明示されているのか、持ち時間的な、将棋の持ち時間みたいに。そうしたら、ストップウォッチなり、秒針つきの時計でも——時計だと難しいか。持ち込みを許可していただける、あるいは何か表示していただけるようにしていただけないでしょうか。我々、本会議でもそうですけれど、人の時間を使ってやるわけですから、そこら辺

りは厳密にはかかる。自助努力もしようがないではないですか、感覚でやっていると。時計を忘れてしまったら目安すらわからないみたいになるので。その辺りの制度設計、いかがでしょうか。

岩堀研嗣委員長

30分過ぎたらというところは、答弁も含めてと考えております。それから、時間のはかり方等については、事務局でも工夫していただきながら、また、予算審査の前か何かでやり方をお示しできればと思います。

高橋伸之委員

確認なのですから、1人30分までやっていいという意味ではないですね。

岩堀研嗣委員長

それは先ほど申し上げたとおりで。できるだけ効率よくということを努めていただきたいということでございます。

宇津野史行委員

先ほど来委員長がコロナ禍ということもあってという話をされていたわけですが、これはこの2022年3月定例会の特別ルールということで、これが終わったらとりあえずゼロベースに戻るということとかと、コロナ禍のという話であるならば。そこを確認させていただきたい。今回限りで一旦もとに戻すという形なのか、コロナ禍が終わろうがなかろうが関係なく続けるのか。

岩堀研嗣委員長

先ほどから皆さんの御意見もあるので、この上限というか、その辺りについては、今後予算審査・決算審査においてはずっとと考えるのか、それとも今回だけというのか、この辺り、皆さん御意見、もしお考えがあればお願ひいたします。

杉山由祥委員

先ほどからコロナ禍を勘案してということは、当然、議論の中身を精査する前提として、なるべく効率よく、なるべく短く済ませるようにという前提のコロナ禍。私が先ほど言ったのは、基本的にそれとは別で、審査のあり方として上限があるべきだと申し上げたので、これは別にコロナ禍であろうとなかろうと、これから一つの目安にすべきだと思っています。

末松裕人委員

私もその認識なのですが、そういうことで。先ほども言いましたけれど、全体としての例えば会議時間を半分にするという制約ですかという投げかけはそうなのですけれど、今、30分という1タームで、それぐらいで何とかやりとりするのは良識の範囲だろうという

共通認識ですよね。やってみたら7時まで毎日かかってしまったということがあり得るわけですよ、時間の掛け算だけしたら。そうしたら、今度逆に、やはり5時までに終わらせる時間配分のあり方を考えようという次のテーマが出てくると思います。だから、そういう意味で、今回限りかどうかというのは考え方の共通認識の問題であって、やった結果をまたさらに検討していくことが今後においては必要なことだろうと。时限立法のような話ではないと、こう理解しています。

宇津野史行委員

今、やった結果をフィードバックして、またより改善を図っていくという話、場合によって、やった結果もとに戻すかもしれないし、場合によっては先ほどお話があったように5時までみたいな話が出てきかねないことかもしれないしという意味では、今回、私は制限を設けること自体は必要ないともちろん思っています。ただ、これから採決をとるのだという話になるのかもしれません、そうなった場合であっても、まず、今回の3月定例会で区切るほうが、多分、今お二人の方から出た御意見をある程度包括したような形になるのかと思っていますので。いや、もし仮に多数決でやるにしても、今回にまず限ってみるという形のほうがよいかとは思います。これはあくまでも提案ですが。

山中啓之委員

私も共通認識を持ちたいのですけれども、議論って何も自分の主張をするだけに使うわけではないと思うのです、特に本会議や委員会は。自分の質疑や主義主張を言うだけでなく、他者の意見を聞いて、そうだったのかとか、自分は全然思っていなかった角度から新しい気づきを与えていただけるなど、もっと聞きたいとかと思う質疑も本当に山ほどあると私は傍聴していても思いますし、今のこの時間だってそのように思うことが幾つかありました。その自分の意見と他者の意見を掛け合わせて、また考えて自分の意見をより醸成していく、このサイクルを各委員がやることによって、弁証法的に高みを目指すのが議論の本質であることに多分疑いはないと思うのです。だとするならば、この区分30分ということに関しては、自分はこの点についてはあまりいい質疑は思いつかなかつたし、特に有効なことを言う必要はない。ただし、今している委員がいい質疑だから、もっと聞きたいために自分の時間を充てたいと聞くのも、また主体的な委員会への参加方法の一つであり、それは担保すべきだと私は思うのです。

ところが、今の話では、区分ごとに議会の発言の一方法である発言というところだけ切り取って、30分を目安にと、何か上限の目安を決めるかのようなやり方を、特に各予算審査特別委員長から提言されたわけでもなく、この議会運営委員会で決めてしまうことに、私は議論の欠損が生まれかねないと思っていて、非常に危惧しています。つまり、発言だけが委員会に臨む姿勢ではなく、みんな自分が言わないで、ほかの人の意見を聞くのに充てたいというようなことも30分の使い方としてありだと思うので、その時に、あるほかの委員が30分過ぎたから、急に委員長なりほかの委員から注意されたり、やじのような、従来行われているようなプレッシャーをかけられるようなことは、非常に私は不毛だとい

うか、私としては残念だ、もっとこの議論を聞いてみたいと思います。

なので、その辺りはもう少し本質的な会議体になるように、あまりこれも、絶対的な縛りではないとは言いますけれど、一つのお墨つきを与えていただいて、しかもそれがこの議会で行われている。またかというような前例の実績となって、それをベースにまた次の6月定例会前後の議会運営委員会で話し合われるというようなサイクルにしないでいただきたいと思っております。

本来ならば委員長が注意して、時間にかかるわらず、不規則発言とか議題をそれた発言は訂正するのが議事整理権の中での定められたやり方だと思っています。それに問題があるのならば、この議会運営委員会でそういう委員長をしっかりとやってくださいとお願いたりする方向も考えられると思うのですけれど、委員長を助けるという言い方すら正しくないような方向性で30分制限という、それも発言というところに絞ってやられているのに私は非常に強い違和感を覚えますけれど、皆さんいかがでしょうか。またこれも意見として聞いておきますみたいに扱われてしまうのかもしれませんけれど。

岩堀研嗣委員長

やはり会議体としてチェック機能をしっかりと果たすということは非常に重要なことだと思います。中には、予算の場合には予算修正する案件とかがありますので、あまりやはりしやくし定規に30分で過ぎたからというのはよくないと思います。その辺りはやはり委員長の裁量というところが大きいかと思いますので。今回、新型コロナウイルス対応ということもございましたけれども、本質的なこの辺りの問題提起が出されておりで、先ほども末松裕人委員からございましたけれども、今回やってみた結果をまた今後の方について振り返っていければいいのかと思っておりますので、この辺りで採決をとらせていただきたいと思います。

それでは、お諮りいたします。予算・決算審査特別委員会における各委員の質疑時間の制限を1予算区分当たり30分を上限とすることに賛成の方の御起立を願います。

岩堀研嗣委員長

目安。そうですね。目安と。その辺りは30分を上限とする目安ということにさせていただきます。

[賛成者起立]

岩堀研嗣委員長

起立多数であります。したがって、さよう決定いたします。

岩堀研嗣委員長

ここで、すみません。休憩を挟ませていただきます。休憩いたします。

休憩 午後 1 時 00 分

再開 午後 1 時 05 分

(2) 議員の発言時間の運用について

岩堀研嗣委員長

次に、議題（2）議員の発言時間の運用について。

ただいま3月定例会及び予算・決算審査特別委員会の運用についてはこのように決定いたしましたが、一般質問や議案質疑における議員の発言時間のあり方についても、昨年11月18日開催の議会運営委員会において、各会派にて御検討いただくことになったと認識しております。

なお、この議題については、現時点での各会派の御意見をまずは一旦共有したいと思います。本日、（1）の部分でもかなり重なった御意見が出ておりますので、重ならない程度で。この機会は、まずお互いの意見の共有にとどめさせていただいて、意見を出していただくということにとどめますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、何かこの件について意見がございましたらお願ひしたいと思います。皆さんもし重なっているようでしたら、先ほどまでの議論でこちらは済ますことになりますけれども、そのほか大丈夫でしょうか。

宇津野史行委員

先ほど来、制限された中でどれだけ発言機会を保障するのかという議論ばかりしていたので、こういう積極的な提案はありがたいですけれど。一般質問は60分に戻すことというのは当然です。議案質疑に関して30分は必要だろうということも当然です。そして、委員会発言については、やはり従来どおり、発言する人の発言時間は保障できるような形で、制限を設けないでやっていただきたいということ。

もう一つは代表質問に関してなのですけれど、一律2時間という形で私、議員に当選して以降しばらくやってきたものですから、そういう形で2時間一律という形のほうが、多分、いちいち会派の人数が増えただの減っただの、無所属が増えただの減ったということに左右されることなく、時間の読みもしやすくやれるのではないかと思っておりますので、代表質問はぜひ120分を最小会派であっても保障するという形で、より議会運営を効率化して、なおかつ、議論も活発化したらどうだろうかと考えております。

山中啓之委員

議会の仕事は活発な議論をして物事を決めることだという前提に立って、問題意識をまとめさせていただきました。我々の会派としては、まず何より今コロナ禍ですから、それを少しでも対策をしながら、議員の質問、一般質問も代表質問もですけれども、及び質疑、討論の時間を正常化することあります。これが重要だと思っています。その際にいて、補足して意見を申し上げますと、市民からも正常化を求める声が出ていますので、今我々がやっている議会の対策は、科学的根拠はもちろんのこと、前の議会を踏襲して、それを踏まえてやっているというよりは、どうしても市民から行き当たりばったりのように見えてしまっている対策が多いので、ロードマップを示すこと、これぐらいの基準になつたら

こうしますとか。わかりやすいのは、緊急事態宣言中、有事ですか、平時ですかみたいな話になった時に、有事だったらこうだ、平時だったらこうだと。まん延防止等重点措置だったら一段下げるなどとかと、ある程度目安を示すことが、これ、国も東京都とかもやっているではないですか。我が議会でも議会のスタンダードというものがないと、混沌としたやり方をやっているように、突発的な対処しかしていないように見えまして、市民からいろんな厳しい御意見をいただくことが多い状況ですから、これを打破するために、何か道のりやこちらの考え方を決めて、突発的に直前になって時間制限とか、短絡的に同じような構造に見られると、市民の方から余計声をいただくことが多くなると懸念しておりますので、そうしたことのないようにしていただきたい。正常化へのロードマップということを提案させていただきます。

あともう一つ、11月18日の議会運営委員会、まだ議事録が確認できていないのですけれど、議事録はもうできていますか。そこだけ事務局に確認していただきて、問題のその時に出た意見などを整理して、次に生かしたいと思います。

議事調査課長

ただいま決裁中でございます。

山中啓之委員

ありがとうございました。では、それが出ていないうちには正確な議論の発端が確認できませんので、それが出てからじっくり議論して決めたいと思います。

また、先ほど採決で議員の発言時間に新たなことが決まりました。それは予算審査特別委員会の30分上限を目安として決まるということでしたが、これに対しても議論の充実という観点から、本来はないほうがいいと、決まった直後ですからあまり言わないほうがいいと思いますけれども、一つだけ新しい視点を言わせていただきますと、今期に入って特にですけれども、この数年、予算審査特別委員会の冒頭で議長に挨拶をいただいたりですとか、予算審査特別委員長に挨拶をいただくということを、形式的ですけれどもやっています。その中で、円滑な議事進行に協力してとか、スムーズな議事進行に協力してということで、なるべく極力質疑をしないような形と受け取れるというか、それしか受け取れないような発言が数多くあります。今も先ほど議題になった区分ごとの30分という話がありましたけれど、区分ごとにほぼ毎回注意してこられるような委員長、決算においては分科会の決算委員長とか、あるいは委員長でもないのに、急に委員の発言中に、もうそろそろ終わりにしろといった発言をするのを耳にすることが常態化しています。

今回30分ということを決めたので、逆にそれまではそうした無礼な言葉をなるべく使わないようにしていただきたいということを、議会運営委員会の委員長から各委員に申し添えていただけるように、委員長にお願いしてはいただけないでしょうか。

また同時に、私は長い時で10回近くその注意が、1日の予算審査特別委員会だけで行われたことがあったのですね。その注意がなければ5時前には終わっていただろうみたいな、すれすれの時もありましたので、そうした本末転倒の事態にならないように、皆さん、

ぜひ各委員会を傍聴していただき、俯瞰した御意見をいただきたいと思います。どこでこういうことを言えばいいのかなかなかわかりませんので、本来、幹事長会議で出すべき案件かと思いましたけれども、各会派の人数が多いこの場で共有させていただきました。以上、そういったことが問題意識です。

原裕二委員

あくまでも新型コロナウイルスが落ちついて正常に戻ったらということだと思うのですけれども、やはり今までの質問時間等は短過ぎると思っていますので、正常化、従来の一般質問でしたら1時間という形に戻すべきだろうと思っています。

加えて、我々の会派では今回宿題ということで、例えばやり方そのものも、従来のやり方、例えば一般質問だと一括方式でやっていますけれども、本当にこれが正しいのかどうかまで含めて、この際ですからこここの場で議論していただけたらと思っております。

城所正美委員

コロナ禍だろうが通常だろうが、おおよそ5時に終了するような形の議会運営をぜひお願いいたします。

杉山由祥委員

先ほどからいろいろな議論があって、前段の部分で大分お話をしたつもりです、時間のことに関しては。少し気になるのは、先ほどから正常化、正常化というお話が出ていて、もともとあるものに戻すのが正常という論法で御議論されています。もちろん歴史とか踏まえてきたものがあって、時間はなかなか何が根拠にということは明確にならない中で決めています。もっと言えば、ほかの市の議会を調べれば調べるほど、議会の時間のあり方とか、もしくはルールは本当に多様だし、いろいろなルールがあるわけです。その本質的なものは松戸市議会としてどうなのだと決めていくのが本来の議論だから、一般質問時間を60分に戻すのが正常ですというものではないと思うのです。

そういう意味では、先ほどからお話のある質問の時間と答弁の時間を切り分けてやるとかというのは一考の余地もあると思うし、そういった本質的な議論をきちんとやっていくので、それは全部が全部コロナ禍が終わったからもとに戻しますというのではなくて、コロナ禍があったのだからこそ、逆にそういうものの本質的な議論をきちんとすべきだと思っていますから、そこは別に正常化、正常化と言わないほうがいいと思います。

末松裕人委員

こういうテーマについての切り口も踏まえて、今、同じように、今までの議論の中でお話をしてきたつもりです。さらに言えば、もう少し丁寧な議論をするということで申し上げたいこともたくさんありますが、会議の進行上もぜひ御配慮いただきたい。2時間がおおよそかなというところが今、3時間20分です。そういうことも踏まえて、できればこういうことを、今、とりあえず機会としてやっていますけれど、別の機会でやっていただきたいと思います。

いてもいいのかという気もするのですけれど。会議進行上、その辺りも配慮していただきたいと思います。制約があります。

岩堀研嗣委員長

ありがとうございました。それでは、本日はこの辺りまでにしたいと思います。

いずれにしてもこの件につきましては、各会派の現時点でのお考えを共有いたしましたので、本日の内容を各会派へ持ち帰っていただき、今後、3月定例会以降の議会運営委員会で検討・協議していくたいと考えております。

(3) その他

岩堀研嗣委員長

次に、議案（3）その他を議題といたします。

事務局から何かありますか。

議事調査課長

事務局から2点ございます。

まず、3月定例会における執行部主催の議案説明会、予算説明会のウェブ配信についてでございますが、まず、議案説明会は2月15日（火曜日）の10時から18日（金曜日）の朝8時半までの間、予算説明会については2月16日（水曜日）の10時から21日（月曜日）の朝8時30分までの間、それぞれY o u T u b eにてウェブ配信いたします。動画配信の前日までに、議員の皆様にウェブ動画を閲覧できるリンク先のURLを電子メールにて送信いたします。

また、この仕組みを使ってのウェブ動画の閲覧が難しい環境の場合は、DVDの一時的な貸し出しありもございます。その場合は事前に議会事務局までお申し出ください。

さらに、説明に関する参考資料につきましては、それぞれウェブ動画配信の当日の朝に、各議員控室のお机の上に配付したいと考えております。

なお、これらの説明会は議員向けのものでございます。御承知おきください。今後議案を予定しているものとして、議会へ提出前の説明であり、未確定な内容も含まれている可能性もあることから、本市議会議員以外へのリンク先URLの公開を含めた動画や資料の配信は行わないよう、その取り扱いには十分御留意ください。

2点目でございます。執行部から、3月定例会上程分から例規改正方法が変更になるということについてお話をございました。これについてはこれまでと内容が変わるものではございませんが、これまで例規改正の議案資料として改め文という文書を用いておりましたが、一目瞭然にする改善として、これまで参考資料としてつけていた新旧対照表を議案本体に変更するということでございます。

執行部の説明としては、メリットとして、これまでの改め文、文章による説明がわかりづらかったために、新旧対照表が議案となることで、審査する議員にもわかりやすくなり、執行部の事務量の軽減にもつながることでございます。

また、本会議での会議録にも新旧対照表が今後は載ることになりますので、市民にもわかりやすくなり、サービス向上、市民にとってのメリットもあると考えてございます。

岩堀研嗣委員長

さよう御了承ください。

宇津野史行委員

議案説明とか予算説明のウェブ配信なのですけれど、期間がやはり3日とか、それぐら

いで短いのですが、3日で消す道理というか、できればもっと本会議初日、議案提案ぐらいまで見られるようになると、後で見返したりできるのにと思うのですけれど、なぜ短い時間なのか、もう少し長くできないのかということと、あとは、DVDの貸し出しをということであれば、配信自体はそこでストップでも、DVD自体は残るわけですから、それを後で配信されなくなった期間にできれば見たいとか、そういうことはできませんか。何かまずいのかしら。

議事調査課長

今のウェブ配信が、これまでの流れからしますと、事前に提案を予定している案件についての説明は、確定していない部分もあるということで、口頭による事前の説明等というところから始まっているところで、とりあえず今、3日間ということを以前お決めいただいたような記憶がございます。そういったことについて執行部が対応できるできないというのもありますし、実際に議案になったものとイコールになるならないといったところもございますので、その辺りのところは検討といいますか、執行部とも話をして、その辺りのところが期間として変えられるのであれば、改めて御検討いただくという形になろうかと思います。

岩堀研嗣委員長

その他ということで、今、事務局からお知らせしたとおりですけれども、それに関連することでしょうか。

山中啓之委員

すみません。短くしますけれども。その他、議員から何かありますかといつも言われていた気がするのですけれども、されないのでしたら、こういう挟み込む形になってしまってすみません。

二つありますて、一つは、次回の議会運営委員会が多分直前の定例会開催前になってしまって、今申し上げざるを得ないのですけれども。令和4年3月の定例会会議予定表（案）が12月定例会中に配られたと思いますが、その中で1点、2月25日、休会して各常任委員会が行われて、先議議案が午前10時から話し合われると予定されていますが、議案が出てからでないと、各常任委員会の対象議案がどれくらいあるのかわかりませんが、その時では多分遅いと思うので今申し上げますが。そもそもこれ、以前、常任委員会の重複開催はなるべくやめようと、もう10年ぐらい前に決まっていたかと思いますし、申し合わせがあったかと思います。にもかかわらず、その事態が改善されないまま来てしまっております。市民からも、傍聴を同時にできればしたいのにできなかったという声が個人的にですけれど届いております。それのみならず、議事日程の固定化を助長する一助となりかねないので、これはぜひ正常化して戻してほしいと思っています。四つあればですけれど。たとえ二つの常任委員会に付託される議案しかなかったとしても、少し頭を使えば、10時から開催と1時から開催とか、できることはありそうですので、すぐできることは

次の会議日程の決定の際に各委員に、そういう意見もあることを踏まえた上で議論していただきたいのと、そのようなことを言うよりも重要なのは、委員長、副委員長がそうした提案をしていただければ、私もいちいちこういうことを言わなくても済むので、そのようにしていただきたい。これが1点です。

2点目としましては、今出たことに関連して、申し合わせ事項の共有です。これ、前委員長に、1年、もっと前からお願いしていたのだけれども、お返事がないまま一身上の都合で令和3年12月定例会の最終日にやめられてしまったので、それを今、前委員長の責任の放棄だとかと言うつもりはないのですけれども、これにかかわらず、前委員長にお願いしたこととか、その前からもそうかもしませんけれど、そういうことは今の岩堀研嗣委員長に引き継がれているのかいないのか。つまり、改めて発言をして、岩堀研嗣委員長にお願いしなければいけないのか。いや、副委員長から聞いていますとか、事務局から共有していますという状況なのか。この申し合わせ事項を端緒として、それ以外のことも全般的に、一般論として教えていただけますか。確認です。

岩堀研嗣委員長

さまざま過去いただいている御意見を共有して、先ほども申し上げましたけれども、その中で議長とも相談して、何をテーマに上げるかはその都度決めていっておりま

山中啓之委員

入っているということですね。かしこまりました。では、続きを待っています。

委員長散会宣告
午後1時27分

委員長 署名欄	
------------	--